



第4章 みどりの推進施策

1 施策の体系

本計画におけるみどりの将来像を実現するため、みどりの推進施策を定めます。前章で示す5つの決めました。以下に「施策の体系」として一覧表に示します。

■施策の体系

基本方針	大柱	中柱
自然豊かなみどりを守り、育てます。 I (みどりの保全)	(1) 自然豊かな樹林地の保全	①本市を代表する狭山丘陵の樹林地の保全 ②多様な樹林地保全方策の推進 ③市民協働による樹林地管理の推進
	(2) 樹林地と水辺地の一体的な保全	①湿地等の水辺地の保全 ②河川等の多自然化
	(3) 身近な里山の樹林地の保全	①農業や人々の生活との関わりによって形成された平地林の保全 ②屋敷林や社寺林などの身近な樹林地等の保全
	(4) 農地の保全と活用	①農地の保全 ②環境にやさしい農業の推進
	(5) 市街化区域のみどりの保全と活用	①市街化区域のみどりの保全と活用
まちにみどりを増やし、潤いとやすらぎをつくり出します。 II (みどりの創出)	(1) みどり豊かな市街地の形成	①都市とみどりのバランスの確保 ②みどりのまちなみの形成
	(2) まちのシンボルとなる公共公益施設の緑化	①公共公益施設の緑化 ②道路や河川の緑化
	(3) 住宅地などの民有地の緑化	①みどりの住宅地の形成 ②みどりの商店・商店街・商業地の形成 ③みどりの工場・事業所・工業地の形成
	(4) 所沢らしい緑化の推進	①市民主体の緑化の推進 ②緑化手法の検討
親しみのあるみどりをつくり、活用します。 III (公園等の整備)	(1) 計画的な公園・緑地の整備	【街区公園・近隣公園】 ①身近な公園の計画的な配置と整備 【総合公園・風致公園】 ②地域の特徴を活かした公園づくり 【広域公園】所沢航空記念公園 ③市のシンボルとなる公園づくり ④公園整備等における住民参加の促進 ⑤公園の維持管理の推進
	(2) 多様な活動が展開できる公園・緑地づくり	①多様な活動が展開できる公園・緑地の確保 ②公園・緑地の活用の仕組みの検討 ③誰もが安心して利用できる公園づくり
	(3) 都市の安全性を高める公園・緑地の確保	①防災・減災に資する公園・緑地の確保

基本方針を踏まえ、方針ごとに、大柱、中柱、施策として細分化し、具体的な施策（取り組み）を

施策名
I - 1 緑地保全制度に基づく担保性の確保（丘陵等）
I - 2 公有地化の推進 I - 3 緑の基金の充実 I - 4 開発等に伴う樹林地の減少への対応
I - 5 市民協働による樹林地管理の推進 I - 6 樹林地における保全管理計画の作成
I - 7 不法投棄防止対策の推進
I - 8 湿地や河畔林等の水辺地の保全 I - 9 湧水の把握と保全
I - 10 多自然川づくりの推進 I - 11 調整池・調節池における多自然化の推進
I - 12 緑地保全制度に基づく担保性の確保（平地林等）
I - 13 緑地保全制度に基づく担保性の確保（身近な樹林地等） I - 14 地域を代表する樹木の保全
I - 15 農地の保全 I - 16 遊休農地対策の推進
I - 17 平地林を活用した環境にやさしい農業の推進
I - 18 市街化区域の樹林地の保全と活用 I - 19 市街化区域の農地の保全と活用
II - 1 市街地整備事業等の際のみどりの確保
II - 2 開発行為に対する緑化指導の充実 II - 3 市街地の低密度化に対応したみどりの取り組みの検討
II - 4 地区計画等の制度の活用 II - 5 緑地協定等に基づく地域緑化の推進
II - 6 駅前広場等の緑化の推進 II - 7 庁舎などの公共施設における緑化の推進
II - 8 学校など教育施設の多様な緑化の推進
II - 9 道路緑化の推進 II - 10 河川緑化と親水化の推進
II - 11 みどりの住宅地の形成
II - 12 みどりの商店・商店街・商業地の形成
II - 13 みどりの工場・事業所・工業地の形成
II - 14 地域による緑化の推進 II - 15 市民による公共施設の緑化推進
II - 16 緑化ガイドラインの活用 II - 17 建築物に対する特殊緑化の推進
III - 1 身近な公園の計画的な配置 III - 2 ポケットパークなどのオープンスペースの活用
III - 3 地域の拠点となる公園の整備充実 III - 4 所沢カルチャーパークの整備推進
III - 5 自然特性を活かした大規模な公園の整備 III - 6 米軍所沢通信基地返還後における公園化の検討
III - 7 所沢航空記念公園の活性化
III - 8 公園計画における住民参加の推進
III - 9 地域住民による公園の管理促進 III - 10 公園の予防保全型管理の推進
III - 11 地域ニーズに対応したリニューアルの推進
III - 12 公園・緑地を活用した健康づくり III - 13 公園・緑地・子ども広場を活用した子育て支援
III - 14 公園コミュニティの推進
III - 15 市民参加による公園の活用の仕組みの構築 III - 16 公園の多面的な活用方策の検討
III - 17 高齢者や障害者など全ての人が利用しやすい公園づくり III - 18 公園における防犯性の向上
III - 19 公園・緑地等のオープンスペースの確保 III - 20 公園を利用した避難体制の整備



基本方針	大柱	中柱
IV (生物多様性の確保) 生物多様性に配慮した エコロジカルネットワークを構築します。	(1) エコロジカルネットワークの構築	①みどりの核の保全
		②みどりの拠点の保全
		③みどりの回廊の保全
		④エコロジカルネットワーク構築のためのみどりの創出・整備
	(2) 生物多様性の保全	①生息状況の把握と保全
	(3) 生物多様性地域戦略の策定	②外来生物への対応 ①生物多様性地域戦略の策定
	V (みどりの活動の推進) みどりを愛しみ、ともに支えます。	(1) みどりを守り育てる制度の充実
(2) みどりにふれあう機会の充実		①みどり情報の発信
		②みどりの講座やイベントの実施
		③みどりにふれあう空間の充実
		④子どもたちのみどりの取り組みの充実
(3) 市民協働によるみどりの活動の推進		①みどりの取り組みの充実 ②みどりのパートナー制度の普及と充実
(4) 所沢のみどりの基本計画の推進		①みどりの状況の把握 ②所沢のみどりの審議会との連携

施策名
IV - 1 みどりの核の保全
IV - 2 広域連携による保全の推進
IV - 3 拠点となる樹林地等（市街化調整区域）の保全
IV - 4 拠点となる樹林地等（市街化区域）の保全
IV - 5 みどりの回廊地区の保全
IV - 6 エコロジカルネットワーク構築のためのみどりの維持管理
IV - 7 エコロジカルネットワーク構築のためのみどりの創出
IV - 8 「水とみどりがつくるネットワーク」整備
IV - 9 生物の生息状況の把握と保全
IV - 10 健全な生態系の維持
IV - 11 生物多様性地域戦略の策定
V - 1 みどりを守り育てるための条例の充実
V - 2 街づくり条例や景観条例等との連携
V - 3 市民緑地認定制度の推進
V - 4 みどり法人制度の活用
V - 5 みどりの情報の積極的な発信
V - 6 みどりの講座等の開催
V - 7 緑化講座の開催
V - 8 自然観察会等の実施
V - 9 みどりの理解と意識の向上
V - 10 樹林地保全講座の実施
V - 11 自然体験のできる公園や緑地の整備
V - 12 自然とふれあうエリアの活用
V - 13 子どもたちへの自然環境教育の推進
V - 14 自然環境学習に関する教員の育成
V - 15 学校ファームや学習林等の充実
V - 16 みどりの活動の推奨
V - 17 みどりのパートナー制度による活動の推進
V - 18 みどりのパートナーによる活動を支える組織の創設
V - 19 みどりのパートナー制度の拡大
V - 20 みどりのパートナーへの支援の充実
V - 21 市民意識の把握
V - 22 定期的な緑被現況の調査
V - 23 所沢市みどりの審議会への諮問



2 施策の展開

施策の体系に則り各施策を展開します。また、各施策を適切に推進するため、基本方針ごとに全体指標（目標値）を、施策の中柱ごとに個別指標（目標値）を設定し、施策の実施状況を適切に点検・評価していきます。

基本方針Ⅰ（みどりの保全）



自然豊かなみどりを守り、育てます。

基本方針Ⅰ（みどりの保全）に基づき、自然豊かな樹林地や樹林地と水辺地の一体的な保全、身近な里山の樹林地や農地の保全と活用、市街化区域のみどりの保全と活用に取り組みます。

基本方針	大柱
Ⅰ（みどりの保全） 自然豊かなみどりを守り、育てます。	（１）自然豊かな樹林地の保全
	（２）樹林地と水辺地の一体的な保全
	（３）身近な里山の樹林地の保全
	（４）農地の保全と活用
	（５）市街化区域のみどりの保全と活用

みどりを保全していくためには土地所有者の協力のもと、一定の土地利用規制を加える緑地保全制度（地域制緑地）の指定を進めることが基本となることから、基本方針Ⅰの全体指標として以下を設定します。

全体指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
市全域の保全配慮地区における地域制緑地の指定面積	55ha	110ha
<ul style="list-style-type: none"> ・里山保全地域や特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定による保全の取り組み成果を図る指標です。 ・旧計画策定以降（2011年・H23年以降）に新たに指定した面積の累計です。 ・みどりの保全を重点的に進める保全配慮地区（P125を参照）を対象にしています。 ・10年間で約55haの指定を目指します。 ・地域制緑地の内訳は個別指標の「狭山丘陵における地域制緑地の指定面積55ha」＋「水辺地における地域制緑地の指定面積5ha」＋「平地林における地域制緑地の指定面積50ha」の合計となります。 		

(1) 自然豊かな樹林地の保全

本市には、市街地を取り囲むように自然豊かな樹林地が数多く残されています。こうした樹林地は、様々な生きものの生息・生育環境として重要であるとともに、本市を特徴づける貴重なみどりであります。しかし、こうしたみどりはひとたび開発等をされてしまうと、元の姿に戻すには非常に長い年月がかかります。

将来にわたって良好な景観を保つ質の高い樹林地を残していくためにも、緑地保全制度（地域制緑地）の指定等により自然の生態系に配慮したみどりの保全に努めるとともに、多くの人との関わりにより適切な維持管理を進めます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(1) 自然豊かな樹林地の保全	①本市を代表する狭山丘陵の樹林地の保全	1-1 緑地保全制度に基づく担保性の確保（丘陵等）
	②多様な樹林地保全方策の推進	1-2 公有地化の推進
		1-3 緑の基金の充実
		1-4 開発等に伴う樹林地の減少への対応
	③市民協働による樹林地管理の推進	1-5 市民協働による樹林地管理の推進
		1-6 樹林地における保全管理計画の作成
		1-7 不法投棄防止対策の推進

①本市を代表する狭山丘陵の樹林地の保全

狭山丘陵は本市の中で最も規模の大きいみどりであります。狭山湖周辺は東京都の水道用地として公有地化されており、立入りが制限されています。その他の丘陵地の大部分は、比較的担保性の低い県立狭山自然公園や狭山近郊緑地保全区域が広く指定されています。

旧計画策定以降、担保性の向上を図るため、特別緑地保全地区、里山保全地域などの地域制緑地の指定を積極的に進めています。

今後も、丘陵全体の保全の向上に努めるとともに、特別緑地保全地区、里山保全地域などの指定地の適切な維持管理によりみどりの質の向上を図ります。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
狭山丘陵における地域制緑地の指定面積	24ha	55ha
・狭山丘陵におけるみどりの保全の取り組み成果を図る指標です。 ・旧計画策定以降（2011年・H23年以降）に新たに指定した面積の累計です。 ・狭山丘陵保全配慮地区（P125を参照）を対象に、特別緑地保全地区、里山保全地域などの地域制緑地について10年間で約31haの指定を図ります。		



1-1 緑地保全制度に基づく担保性の確保（丘陵等）

狭山丘陵において特に貴重な樹林地については、近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区などの担保性の高い地域制緑地の指定により、樹林地の保全を図ります。また、県立狭山自然公園に指定され保全の重要性・緊急性の高い樹林地については、県と共同で、公有地化を図るとともに自然公園特別地域の指定を含めた保全策を検討します。さらに、市民等によるトラスト団体と情報共有を図ります。



空から見た狭山丘陵
出典：所沢市 PR 空撮動画



みどりを守る緑地保全制度（地域制緑地）

樹林地の多くは民有地であり、所有者の方のご理解とご協力を得て、緑地保全制度を指定し、維持管理や税の軽減の面から支援しています。以下に主な制度をご紹介します。

名称	概要	助成等
近郊緑地保全区域	首都圏の近郊整備地帯における無秩序な市街化の防止などを目的として、良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地等において、建築行為など一定の行為を届出制にすることなどにより緑地を保全する制度。	管理協定制度あり
特別緑地保全地区	都市の良好な自然環境を形成する重要な緑地において、建築行為など一定の行為を許可制により制限し、現状凍結的に緑地を保全する制度。	相続税及び固定資産税の評価減、買入れ制度及び管理協定制度あり
ふるさとの緑の景観地	ふるさとを象徴する埼玉らしい樹林風景を保全するため、建築行為など一定の行為を届出制にすることで、緑地を保全する制度。	管理協定締結による奨励金制度あり
市民の森	緑地の保護及び市民の良好な生活環境を確保するため、土地所有者と市が使用契約を締結し、市民に憩いの場の提供やみどりを保護する思想の普及を図る制度。	固定資産税減免及び管理制度あり
市民緑地	市内に残る貴重な民有緑地を保全するとともに、広く市民の利用に供するため、緑地や緑化施設を公開する制度。	固定資産税減免及び相続税評価減あり
里山保全地域	ふるさと所沢のみどりに寄与する樹林地や水辺地などにおいて、建築行為など一定の行為を届出制にすることで、みどりを保全する制度。	管理協定制度あり
保存樹林	市街化区域及びその周辺地域において良好な都市環境を維持するため、樹木の伐採行為を届出制にすることで、樹林を保全する制度。	補助金あり
まちなかみどり保全地区	市街化区域内の主として樹木によって形成されている土地において、緑地の保護及び市民の良好な生活環境を確保するため、土地所有者と市が土地使用貸借契約を行うことで、みどりを保全する制度。	固定資産税減免及び管理制度あり

②多様な樹林地保全方策の推進

本市は樹林地の公有地化を進めており、2017年度（平成29年度）は、淵の森、北中ふるさとの緑の景観地、三ヶ島二丁目里山保全地域内の樹林地等の取得を行いました。その公有地化の財源として、緑の基金が積み立てられていますが、財源の枯渇が懸念されています。

今後も、樹林地の担保性の向上を図るため、公有地化を進めるとともに、その財源となる基金の充実を図ります。また、開発等に伴う樹林地の減少への対応など樹林地の保全方策を推進します。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
市全域の公有地化した樹林地等の面積	34ha	45ha
<ul style="list-style-type: none"> ・公有地化によるみどりの保全の取り組み成果を図る指標です。 ・旧計画策定以降（2011年・H23年以降）に新たに指定した面積の累計です。 ・市全域を対象にしています。 ・10年間で約11haの公有地化を目指します。 		

1-2 公有地化の推進

自然公園や地域制緑地に指定されたものの、消失のおそれのある樹林地について、公有地化を進め、担保性の向上を図ります。

また、緑地の寄附に関する要綱に基づき、緑地保全を目的とした寄贈の受入の推進と周知を図ります。また、受入体制の充実を図ります。



もちやの森（久米八幡越市民緑地）

1-3 緑の基金の充実

一般会計予算からの拠出や募金・寄付金等により、緑の基金の充実を図ります。

また、樹林地の公有地化の財源として、安定的に基金の財源を確保するため、基金のPRを推進するとともに、新たな基金の充実方法を検討します。

1-4 開発等に伴う樹林地の減少への対応

樹林地の状況等に応じて、ミティゲーション制度の活用などを事業者と協議し、自然環境への影響緩和、自然再生のための措置、在来種による緑化等を検討します。また、「所沢市街づくり条例」及び「所沢市ひと・まち・みどりの景観条例」に基づく届出行為等により、緑化指導の充実を図ります。



ミティゲーションを考慮した道路整備
（東京狭山線）



③市民協働による樹林地管理の推進

市内に残る樹林地は、以前は農用林や薪炭林として利用されていましたが、近年の農業形態や生活様式の変化で、管理が行き届かず荒廃がみられます。

一方、里山保全地域などでは、保安全管理計画のもとでみどりのパートナー等の市民と協働による樹林地管理が実施され、良好な樹林地が維持されています。

樹林地の荒廃は生きものの生息・生育環境を悪化させるとともに、本市の良好な景観を損なうことから、市民協働による適切な維持管理と再生を図ります。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
みどりのパートナー団体登録数（緑地の保安全管理活動）	24 団体	29 団体
<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全を目的にしたみどりのパートナー制度の登録団体数で、市民協働の取り組み状況を測る指標です。 ・登録団体数の維持、増加を図り、10年後に登録数概ね29団体を目指します。 		

1-5 市民協働による樹林地管理の推進

樹林地をより良い状態で維持し、未来へ継承していくために、引き続き、みどりのパートナー制度などの市民協働による適切な樹林地管理を推進します。

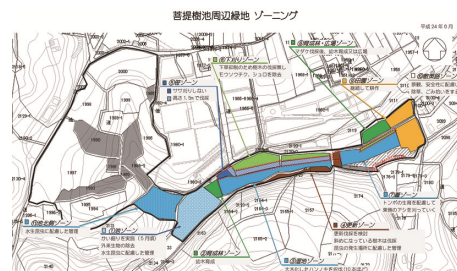
また、樹林地の管理が難しい土地所有者に代わって市民等がみどりの活動を行えるよう、法に基づく管理協定制度の活用を進めるとともに、里山保全地域等についても条例に基づく制度の活用を進めます。



みどりのパートナーによる樹林地管理

1-6 樹林地における保安全管理計画の作成

樹林地ごとに管理方針を明確にする必要があることから、生きものの生息・生育環境に応じた樹林地の保安全管理計画を専門家や所有者の意見等を参考に作成します。また、保安全管理計画に基づいて、所有者、みどりのパートナーと共に管理していきます。



菩提樹池保安全管理計画

1-7 不法投棄防止対策の推進

樹林地周辺などのパトロールや狭山湖周辺における夜間車両通行止め、注意喚起などを引き続き実施し、不法投棄の防止に努めます。



不法投棄

(2) 樹林地と水辺地の一体的な保全

本市には、狭山丘陵に点在する谷戸から湧き出る水とそれによって形成される複数の湿地やため池、さらには、柳瀬川や東川に代表される河川や砂川堀など、潤いのある水辺が形成されています。

これらの水辺は樹林地と一体となって、多様な生きものの生息・生育空間を維持するとともに、良好な景観を形成しています。特に柳瀬川や東川、砂川堀の上流部には、蛇行する河川と一体となった河畔林や水辺の植物を主体とする湿地が形成され、人々に潤いとやすらぎを与えています。

また、柳瀬川をはじめ主要な河川に沿った段丘に斜面林が形成され、帯状に連続するみどりは良好な景観を形成するとともに、土砂災害の防止にも効果を発揮します。

こうした水辺地は開発等によりその姿を消しつつあることから、生きものが生息・生育するみどり豊かな水辺地の保全と創出に努めます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(2) 樹林地と 水辺地の 一体的な 保全	①湿地等の水辺地の保全	Ⅰ-8 湿地や河畔林等の水辺地の保全
		Ⅰ-9 湧水の把握と保全
	②河川等の多自然化	Ⅰ-10 多自然川づくりの推進
		Ⅰ-11 調整池・調節池における多自然化の推進

①湿地等の水辺地の保全

狭山丘陵には三ヶ島湿地や八幡湿地、菩提樹池周辺の湿地など、多くの湿地があります。また、こうした湿地を源流とする河川の上流域には、自然河岸とともに河畔林が残されており、水辺を好む草本や樹木による独自の植生が形成され、多様な生きものの生息・生育環境となっています。また、柳瀬川をはじめ主要な河川に沿った段丘に斜面林が形成されています。

潤いのある景観をつくとともに、都市の環境保全や防災に大きな役割を果す水辺地の地域制緑地の指定などによる保全に努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
水辺地における地域制緑地の指定面積	0 ha	5 ha
<ul style="list-style-type: none"> 水辺地におけるみどりの保全の取り組み成果を図る指標です。 旧計画策定以降(2011年・H23年以降)に新たに指定した面積の累計です。 河川流域・柳瀬川段丘崖・北秋津周辺保全配慮地区(P125を参照)を対象に、地域制緑地について10年間で約5haの指定を図ります。 		



1 - 8 湿地や河畔林等の水辺地の保全

三ヶ島湿地、八幡湿地、菩提樹池周辺などの湿地や柳瀬川や東川、砂川堀沿いに形成される河畔林など水辺地のみどり、柳瀬川などの段丘の斜面林などには、多くの生きものが生息・生育しており、生物多様性の保全の観点からも貴重なみどりとなっています。そのため、湿地や湧水地、河川沿いの河畔林及び斜面林などの水辺地一帯のみどりについて地域制緑地の指定などによる保全に努めます。



柳瀬川と淵の森

1 - 9 湧水の把握と保全

柳瀬川や東川などの源流部である狭山丘陵一帯には、いくつもの湧水が確認されていることから、これらの湧水の情報の整理と把握に努めます。また、河川・水路敷の緑化や開発時の雨水流出抑制指導等により、保水機能を向上させて地下水のかん養を図り、湧水による河川維持、水の枯渇防止に努めます。



堂入の池

②河川等の多自然化

河川は水の流れにより様々な自然地形を形成し、多様な生きものの生息・生育空間となっています。本市を流れる柳瀬川や東川、砂川堀の下流域は、従前の治水・利水を中心とした川づくりによりその大部分がコンクリート護岸となりましたが、上流部には自然河岸や河畔林が今なお残されています。今後の河川等の整備に際しては、水辺のサポーター、ふるさとの川再生事業団体の市民等と協力しながら、生きものの生息・生育環境の確保や潤いのある水辺景観の形成に努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
水辺のサポーター・ふるさとの川再生事業団体数	8団体	10団体
<ul style="list-style-type: none"> ・市民と協力しながら、河川・水路機能の充実に係る取り組み状況を測る指標です。 ・団体の維持、増加を図り、10年後に団体数10団体を目指します。 		

1-10 多自然川づくりの推進

整備に際しては治水機能を有しつつも、自然に配慮した護岸や、瀬や淵のある河川構造にするなどの多自然川づくりを推進するとともに、河畔林などの適切な保全に努めます。また、計画段階から市民の参画による、地域一体となった川づくりの推進に努めます。



上新井周辺を流れる東川の自然河岸

1-11 調整池・調節池における多自然化の推進

調整池・調節池の整備にあたっては、治水機能を有しつつ、多様な生きものの生息・生育に配慮した整備を進め、自然生態系の機能向上に努めます。



砂川堀北野調整池



(3) 身近な里山の樹林地の保全

農業や人々の生活との関わりによって形成された平地林や、人々の暮らしに身近な屋敷林や社寺林などは、武蔵野の面影を残す貴重なものです。

市街地を取り囲むように残された平地林はまとまりのあるものが多く、狭山丘陵とともに本市のみどりの核として貴重な存在です。屋敷林や社寺林などはひとつひとつは小さなものですが、連続することにより、大きなみどりをつくりだしています。特別緑地保全地区や里山保全地域、ふるさとの緑の景観地等の緑地保全制度（地域制緑地）の指定などの保全を進めていますが、こうした樹林地は依然として消失傾向にあります。この貴重な樹林地の保全に向けて取り組みを進めます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(3) 身近な里山 の樹林地の 保全	①農業や人々の生活との関わりによって形成された平地林の保全	Ⅰ - 12 緑地保全制度に基づく担保性の確保（平地林等）
	②屋敷林や社寺林などの身近な樹林地等の保全	Ⅰ - 13 緑地保全制度に基づく担保性の確保（身近な樹林地等）
		Ⅰ - 14 地域を代表する樹木の保全

①農業や人々の生活との関わりによって形成された平地林の保全

平地林の大部分は、コナラ・クヌギ等を主体とする雑木林であり、農用林や薪炭林として定期的な伐採や下草刈り、くず掃きなどを通じて形成されてきました。四季折々に景色が移り変わる魅力ある樹林地であり、農業や人々の生活との関わりを大切にしながら適切な保全に努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
平地林における地域制緑地の指定面積	31ha	50ha
<ul style="list-style-type: none"> ・平地林におけるみどりの保全の取り組み成果を図る指標です。 ・旧計画策定以降（2011年・H23年以降）に新たに指定した面積の累計です。 ・林・若狭・東狭山ヶ丘・旧鎌倉街道・くぬぎ山・三富新田・北原町・南永井・所沢カルチャーパークの保全配慮地区（P125を参照）を対象に、ふるさとの緑の景観地や里山保全地域、特別緑地保全地区などの地域制緑地について10年間で約19haの指定を図ります。 		

1 - 12 緑地保全制度に基づく担保性の確保（平地林等）

くぬぎ山や三富新田、旧鎌倉街道沿い、北中、若狭などにまとまって残されている平地林については、ふるさとの緑の景観地や里山保全地域、特別緑地保全地区などの地域制緑地の指定を進め、保全を図ります。

また、ふるさとの緑の景観地等に指定され保全の重要性・緊急性の高い樹林地については、県と共同で、公有地化を図ります。さらに、市民等によるトラスト運動を支援するため、トラスト団体と情報共有を図ります。



駒ヶ原特別緑地保全地区の平地林

②屋敷林や社寺林などの身近な樹林地等の保全

屋敷林や社寺林などの樹林地や市民に親しまれている巨樹や名木などは、市民が身近にふれあうことのできるみどりです。これらは、潤いややすらぎを与えるだけでなく、生きものにとっても貴重な生息・生育空間であることから、適切な保全に努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
保存樹木及びふるさとの樹の指定本数	166本	200本
<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木、ふるさとの樹の指定による樹林地の保全の成果を測る指標です。 ・旧計画策定以降（2011年・H23年以降）に新たに指定した樹木数の累計です。 ・指定本数の維持、増加を図り、10年後に指定本数200本を目指します。 		

1 - 13 緑地保全制度に基づく担保性の確保（身近な樹林地等）

市民緑地や保存樹林などの地域制緑地の指定により、身近な樹林地の保全を図ります。



下富の屋敷林

1 - 14 地域を代表する樹木の保全

地域において市民に親しまれている巨樹、名木等を「ふるさとの樹」として指定し保全に努めます。また、「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」と連携し、とことこ景観樹木や景観重要樹木の指定を推進します。



所澤神明社のケヤキ(ふるさとの樹)



(4) 農地の保全と活用

本市の郊外にはまとまった農地が広がっており、平地林や屋敷林と一体となって本市の景観を特徴づけています。これらは、農業生産の場であるとともに、環境、防災、景観など公益的な価値を有し、また生きものの生息・生育や移動空間としても機能しています。

そこで、これらの農地を保全するとともに、生産機能を高め、農地の有する公益的な価値を高めていきます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(4) 農地の保 全と活用	①農地の保全	1 - 15 農地の保全
		1 - 16 遊休農地対策の推進
	②環境にやさしい農業の推進	1 - 17 平地林を活用した環境にやさしい農業の推進

①農地の保全

農地の適正な保全に努めるとともに、農地としての生産機能を維持しつつ、農地の有する公益的な価値を高めていきます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
農地面積	1,711ha	1,500ha
<ul style="list-style-type: none"> ・市全域における農地の保全状況を測る指標です。 ・開発、転用など農地は減少傾向にあるものの、一定の抑制を目指します。 		

1 - 15 農地の保全

市街化調整区域の農地は、農地法や農業振興地域の整備に関する法律等に基づき、今後も継続してその保全に努めます。



小手指の茶畑

1 - 16 遊休農地対策の推進

「所沢市農地サポート事業」を活用し、遊休農地や遊休化する恐れのある農地の貸し借り等を進めるほか、体験農場等に利用するなど、遊休農地対策の推進に努めます。



体験農場

②環境にやさしい農業の推進

本市の一部では、今なお平地林を活用した伝統的な農業が営まれており、落ち葉を堆肥に利用するために、樹林地が良好に維持管理されています。樹林地をより良い状態に保全管理するためにも、樹林地と農業との関わりを踏まえた、環境にやさしい農業の推進に努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
落ち葉掃きイベントへの参加人数	—	50名/年
<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野の落ち葉堆肥農法に関わりのある落ち葉掃きイベントへの参加者数です。 ・参加者数の維持、開催の継続を目指します。 		

1 - 17 平地林を活用した環境にやさしい農業の推進

落ち葉掃きイベントなどの市民主体の平地林の管理活動への支援を通じ、地域の自然や文化的な資源である環境にやさしい農業の普及と理解促進に努め、担い手の確保を図ります。



落ち葉掃き(三富新田)



(5) 市街化区域のみどりの保全と活用

市街化区域には、所澤神明社の社寺林をはじめとする樹林地や、農地が点在しています。これらのみどりは、美しい都市を形成し、人々の暮らしにやすらぎや潤いを与えるとともに、都市の環境緩和や防災、生きものの生息・生育空間となるなど多様な機能を有しています。

このような機能をもつ市街化区域のみどりは、都市に欠かせないグリーンインフラであり、保全を図るとともにその機能を活かした都市の形成を図ります。

大 柱	中 柱	施 策 名
(5) 市街化区域のみどりの保全と活用	①市街化区域のみどりの保全と活用	Ⅰ-18 市街化区域の樹林地の保全と活用
		Ⅰ-19 市街化区域の農地の保全と活用

①市街化区域のみどりの保全と活用

市街化区域内の樹林地は都市の環境緩和や防災、生きものの生息・生育などにとって重要です。また、都市農地は農業生産の場であるとともに、貴重なオープンスペースとして、安全性や快適性の確保に役立っています。

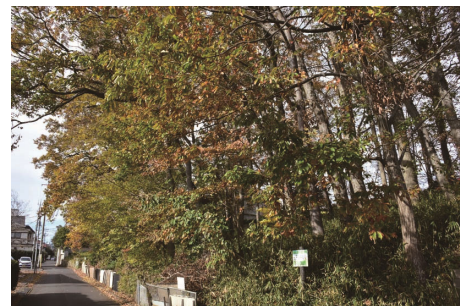
そのため、市街化区域のみどりについては地域制緑地や施設緑地としてその実情に応じた保全し、活用に努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
市街化区域内における地域制緑地の指定面積	—	1 ha
<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域におけるみどりの保全の取り組み成果を図る指標です。 ・まちなかみどり保全地区やその他の地域制緑地の指定約1 haを目指します。 		

Ⅰ-18 市街化区域の樹林地の保全と活用

市街化区域のまとまりある樹林地は、市民緑地や保存樹林、まちなかみどり保全地区などの地域制緑地の指定や公園などの施設緑地として保全を図ります。加えて、良好な都市環境の維持に寄与する樹木について保存樹木への指定を推進します。

また、指定後の活用や維持管理の方策について検討します。



市街地のまとまりある樹林地(保存樹林)

1 - 19 市街化区域の農地の保全と活用

市街化区域の農地は、都市環境負荷の緩和や災害時に利用できるオープンスペースとして貴重なことから、生産緑地地区の指定等による保全を図り、都市環境の保全、防災、景観、体験の機会場として活用するなど柔軟な運用を進めます。

解除された生産緑地は、都市公園や市民緑地等としての活用を検討します。



生産緑地



みどりのコラム

里山保全地域

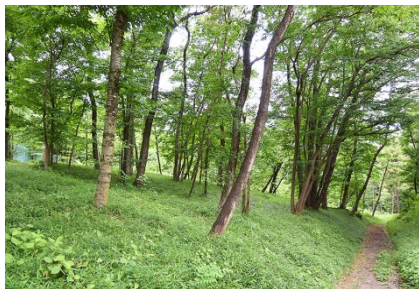
緑地保全制度のうち、里山保全地域は、ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例に定められる本市独自の制度です。2019年度（平成31年度）時点で、次の5つの地域が指定され、みどりの特性に応じた取り組みが進められています。



●上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域



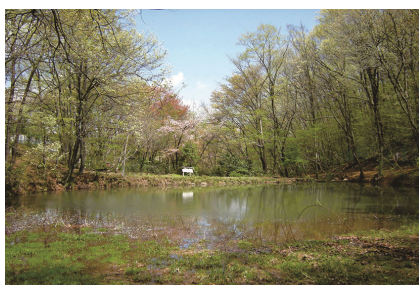
●旧鎌倉街道沿里山保全地域



●三ヶ島二丁目里山保全地域



●北野南二丁目里山保全地域



●菩提樹池里山保全地域と保全管理作業





(6) 基本方針Ⅰの指標一覧

基本方針Ⅰに基づく指標を以下に一覧で整理します。

■全体指標

基本方針Ⅰ 全体指標	指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
	市全域の保全配慮地区における 地域制緑地の指定面積 (個別指標※1+※2+※3)	55ha	110ha

■個別指標

大柱	中柱	指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
(1) 自然豊かな樹林地の保全	①本市を代表する狭山丘陵の樹林地の保全	狭山丘陵における地域制緑地の指定面積	24ha	55ha ^{※1}
	②多様な樹林地保全方策の推進	市全域の公有地化した樹林地等の面積	34ha	45ha
	③市民協働による樹林地管理の推進	みどりのパートナー団体登録数(緑地の保全管理活動)	24団体	29団体
(2) 樹林地と水辺地の一体的な保全	①湿地等の水辺地の保全	水辺地における地域制緑地の指定面積	0ha	5ha ^{※2}
	②河川等の多自然化	水辺のサポーター・ふるさとの川再生事業団体数	8団体	10団体
(3) 身近な里山の樹林地の保全	①農業や人々の生活との関わりによって形成された平地林の保全	平地林における地域制緑地の指定面積	31ha	50ha ^{※3}
	②屋敷林や社寺林などの身近な樹林地等の保全	保存樹木及びふるさとの樹の指定本数	166本	200本
(4) 農地の保全と活用	①農地の保全	農地面積	1,711ha	1,500ha
	②環境にやさしい農業の推進	落ち葉掃きイベントへの参加人数	—	50名/年
(5) 市街化区域のみどりの保全と活用	①市街化区域のみどりの保全と活用	市街化区域内における地域制緑地の指定面積	—	1ha

基本方針Ⅱ（みどりの創出）



まちにみどりを増やし、潤いとやすらぎをつくれます。

基本方針Ⅱ（みどりの創出）に基づき、みどり豊かな市街地の形成やまちのシンボルとなる公共公益施設の緑化、住宅地などの民有地の緑化に取り組みます。また、所沢らしい緑化の推進を進めます。

基本方針	大柱
Ⅱ（みどりの創出） まちにみどりを増やし、潤いとやすらぎをつくれます。	（１）みどり豊かな市街地の形成
	（２）まちのシンボルとなる公共公益施設の緑化
	（３）住宅地などの民有地の緑化
	（４）所沢らしい緑化の推進

みどりを創出していくためには市域の大部分を占める民有地における緑化の取り組みが重要となることから、基本方針Ⅱの全体指標として以下を設定します。

全体指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
地域緑化の取り組み地区数	—	5地区
<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画や緑地協定、緑化重点地区計画や地域緑化推進計画など、地域で緑化に取り組む状況を測る指標です。 ・緑化重点地区計画の策定地区数について10年間に5地区の指定を目指します。 ・地域緑化の取り組み地区数の内訳は個別指標の「緑化重点地区計画の策定地区数3地区」+「地域緑化の新たな取り組み地区数2地区」の合計となります。 		



(1) みどり豊かな市街地の形成

本市は東京都心から30km圏内にあり、鉄道等による利便性が高いことから、都心のベッドタウンとして発展してきました。

現在も所沢駅西口地区まちづくり事業、日東地区まちづくり事業、北秋津・上安松地区まちづくり事業などの市街地整備事業やCOOL JAPAN FOREST構想に基づくところざわサクラタウンの整備、所沢駅東口の大規模商業施設の整備など新たな市街地整備が進んでいます。これからの新たな市街地開発に際しては、みどり豊かな市街地を形成していくための仕組みの展開を図ります。

また、椿峰ニュータウンや松が丘、エステシティなどの土地区画整理事業や大規模な民間開発により整備された住宅地は、地域全体でみどりのまちなみが整備されています。良好な緑化が図られた住宅地等については、それを維持・保全するため地域緑化の推進を図るとともに、今後は人口減少に伴う市街地の低密度化への対応も求められます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(1) みどり豊 かな市街 地の形成	①都市とみど りのバラン スの確保	Ⅱ - 1 市街地整備事業等の際のみどりの確保
		Ⅱ - 2 開発行為に対する緑化指導の充実
		Ⅱ - 3 市街地の低密度化に対応したみどりの取り組みの検討
	②みどりのま ちなみの形 成	Ⅱ - 4 地区計画等の制度の活用
		Ⅱ - 5 緑地協定等に基づく地域緑化の推進

①都市とみどりのバランスの確保

みどり豊かな市街地を形成するためには、都市づくりの状況や地域の実情に応じた緑化の方策が重要です。市街地整備事業や開発行為などが実施される際は、みどりの確保に努めます。また、人口減少に伴う空き地の増加など、都市構造の変化に対応したみどりの確保に向けて、取り組みを進めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
緑化重点地区計画の策定地区数	—	3地区
<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区計画は、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づき、緑化重点地区に緑化の計画を定めるものです。 ・地区ごとの緑化の取り組み状況を測る指標です。 ・都市の緑化を重点的に進める駅周辺緑化重点地区（P134を参照）を対象にしています。 ・駅周辺緑化重点地区3地区での策定を目指します。 		

II - 1 市街地整備事業等の際のみどりの確保

市街地整備事業等の機会にあたっては、公園や広場などのオープンスペースを配置するとともに、地域の特性に応じた地区計画や緑地協定等により、緑化を図ります。



市街地再開発事業地の緑化

II - 2 開発行為に対する緑化指導の充実

「所沢市街づくり条例」及び「所沢市ひと・まち・みどりの景観条例」との連携のもと、条例に基づく届出行為等により、緑化指導の充実を図ります。



緑化指導の例(新所沢)

II - 3 市街地の低密度化に対応したみどりの取り組みの検討

空き地の増加など、市街地の低密度化が進む地域では、ポケットパークなどの新たな活用を誘導するとともに、空き地等を活用した市民緑地の認定などについて検討します。



市街地の公園(琴平公園)



②みどりのまちなみの形成

みどりあふれるまちなみを形成するためには、市民のみどりに対する意識の高揚を図るとともに、本市に適したみどりを創出していくことが必要です。各主体が積極的にみどりの創出に取り組めるよう、制度の充実に努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
地域緑化の新たな取り組み地区数	—	2地区
<ul style="list-style-type: none"> ・地域緑化推進計画は、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づき、市民が自主的に緑化を推進しようとする地区に定めることができる計画です。また、地区計画や建築協定、緑地協定なども緑化に関する事項を定めることができます。 ・地区ごとの緑化の取り組み状況を測る指標です。 ・新たな整備に際して、概ね2地区での取り組みを目指します。 		

II - 4 地区計画等の制度の活用

地区計画や地域緑化推進計画、建築協定など、法律や条例に定められた制度の普及と活用を図ります。



地区計画によるみどり(松が丘)

II - 5 緑地協定等に基づく地域緑化の推進

地域の住民が積極的にみどりの創出に取り組めるよう、緑化に対する支援や緑地協定制度などの普及に努めます。



緑地協定によるみどり(椿峰)

(2) まちのシンボルとなる公共公益施設の緑化

公共公益施設は、人々が集う、まちのシンボルとなる空間です。

旧計画策定以降、公共施設緑化ガイドラインを作成し、所沢市こどもと福祉の未来館など新たに整備された公共施設では、これに沿った緑化が進められています。

今後、更なる緑化の推進にあたっては、市民のみどりへの理解を深め、本市のまちなみと風土に調和した質の高い緑化を推進し、みどりと元気あふれる「よきふるさと所沢」の形成に努めます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(2) まちのシンボル となる公共公益 施設の緑化	①公共公益施 設の緑化	Ⅱ - 6 駅前広場等の緑化の推進
		Ⅱ - 7 庁舎などの公共公益施設における緑化の推進
		Ⅱ - 8 学校など教育施設の多様な緑化の推進
	②道路や河川 の緑化	Ⅱ - 9 道路緑化の推進
Ⅱ - 10 河川緑化と親水化の推進		

①公共公益施設の緑化

市街地には教育施設、文化施設、福祉施設など、様々な公共公益施設があり、そのみどりはまちの印象を高める重要な要素です。緑化されている施設でも、施設の内容や立地などにより緑化の状況は異なっています。

公共公益施設は、利用者ニーズに配慮しつつ、市民の参加を得ながら、都市緑化のモデルとなる取り組みを進めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
新設する公共施設（建築）の公共施設緑化ガイドラインに基づく緑化の導入率	—	100%
<ul style="list-style-type: none"> ・新設する公共施設（建築）の緑化を測る指標です。 ・公共施設緑化ガイドラインに基づき、新設する全ての公共施設への緑化の導入を目指します。 ・緑化施設数/新設施設総数を指標とします。 		



II - 6 駅前広場等の緑化の推進

まちの玄関口である鉄道駅周辺は、地域における緑化の拠点として、潤いのあるまちづくりのため、交通事業者や駅前商店街、地域住民などとともに緑化を進めます。

また、民間施設も多いことから敷地内や建築物への緑化を誘導し、公共空間とあいまった緑化空間を目指します。



所沢駅の壁面緑化

II - 7 庁舎などの公共公益施設における緑化の推進

庁舎などの公共公益施設は、まちの緑化のモデルとなるよう、公共施設緑化ガイドラインに基づく緑化を推進します。



市庁舎外周部の緑化

II - 8 学校など教育施設の多様な緑化の推進

学校などの教育施設や保育園等の子育て施設については、みどりの木陰づくりやみどりのカーテンなど、子どもたちの参加と協力による緑化を進めます。園庭や校庭については、芝生などの緑化やビオトープの整備、在来種による緑化などを推進します。また、みどりの維持管理を適切に行っていくため、地域コミュニティとの連携や子どもたちが参加する体制づくりを促進します。



みどりのカーテンコンテスト
公共施設部門 平成30年大賞
三ヶ島小学校

②道路や河川の緑化

本市には新・日本街路樹 100 景にも選定されている国道 463 号の日本一の長さのケヤキ並木をはじめ並木地区周辺、新所沢駅西口周辺のケヤキの街路樹、小手指駅北口のハナミズキ通りの街路樹など、特徴的な道路緑化が行われています。また、東川沿いや砂川堀沿いのサクラ並木などの河川緑化も市街地景観に寄与しています。

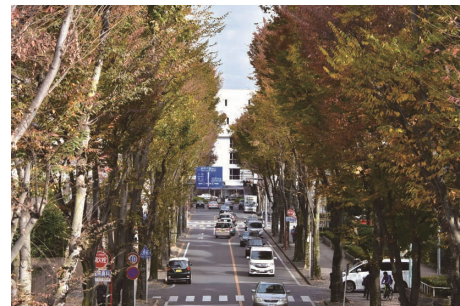
これらの街路樹や河川などは、良好な景観を形成し、緑陰による気温低減効果や快適性を与えるなど、生活環境の向上につながるとともに、生きものの生息・移動空間にもなります。

今後も道路や河川の緑化と適切な管理を図り、みどりの機能維持を図ります。

個別指標	現状値 2017 年 (H29)	目標値 2028 年
街路樹の樹木診断の実施数	—	100 本/年
<ul style="list-style-type: none"> ・道路緑化の主体となる街路樹の維持管理の状況を測る指標です。 ・1 年間に街路樹 100 本の樹木診断の継続を目指します。 		

II - 9 道路緑化の推進

道路については、将来における管理状況や道路の幅員、地域性などを踏まえ、適切な樹種や構造などによる緑化・維持管理を図ります。



新所沢駅周辺の街路樹

II - 10 河川緑化と親水化の推進

まちなかを流れる河川・水路については、可能な限り地形を保全・活用し、自然環境に配慮した改修整備を進めるとともに、河川沿いの緑化を推進します。

また、自然に配慮した親水空間や遊歩道の整備を進めることにより、水遊びや水を見てくつろげる環境づくりに努めます。



東川のサクラ並木



(3) 住宅地などの民有地の緑化

本市の市街地の大部分は住宅地、商業地、工業地などの民有地となっています。これらの民有地における緑化の指針として、旧計画策定以降、街並み緑化ガイドラインが整備されました。また、地域の景観づくりの観点から、個人の庭を公開するとことこガーデン制度などの取り組みも進められ、民有地のみどりによる美しいまちづくりが展開されはじめています。

今後はこれらを更に展開し、住宅地、商業地、工業地それぞれの特性に応じたみどりあふれる魅力的な民有地づくりを推進し、市民や事業者が積極的にみどりの創出に取り組めるような体制を整えていきます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(3) 住宅地など の民有地の 緑化	①みどりの住宅地の形成	II - 11 みどりの住宅地の形成
	②みどりの商店・商店街・商業地の形成	II - 12 みどりの商店・商店街・商業地の形成
	③みどりの工場・事業所・工業地の形成	II - 13 みどりの工場・事業所・工業地の形成

①みどりの住宅地の形成

まとまりあるみどりの少ない市街地では、住宅の庭などの小さなみどりが大切です。小さなみどりをつなげることは大きなみどりを生み出すことにもつながります。

また、庭のみどりは、暮らしに季節感や癒しをもたらす、美しい都市を形成する上でも重要です。

草木や花を愛し、庭づくりに取り組む方を登録するとことこガーデン制度を推進し、みどりの住宅地の形成を進めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
とことこガーデン登録件数（住宅等）	120件	200件
<ul style="list-style-type: none"> ・玄関先や庭に草花や木を植えて彩り豊かな景観をつくることこガーデンの登録件数です。 ・住宅1軒から取り組めるもので、住宅地におけるみどりの取り組みを測る指標です。 ・年間8件程度の登録を継続し、10年後に登録数概ね200件を目指します。 		

II - 11 みどりの住宅地の形成

住宅地は、一軒一軒の工夫により敷地内にみどりが設けられるよう、街並み緑化ガイドライン等を用いたみどりの住宅地づくりを支援します。また、草木花を愛し、庭づくりに取り組む方を登録するとことこガーデン制度等を通じ、家庭でのみどりづくりの普及に努めます。



とことこガーデン

②みどりの商店・商店街・商業地の形成

駅前など多くの市民が訪れる商業地では、花やみどりによる空間の演出などにより、まちの魅力の形成やにぎわいづくりを進めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
とことこガーデン登録件数（店舗等）	19件	25件
<ul style="list-style-type: none"> ・店先などに草花や木を植えて彩り豊かな景観をつくとことこガーデンの登録件数です。 ・商店1軒から取り組めるもので、商業地におけるみどりの取り組みを測る指標です。 ・2年間に1件程度の登録を継続し、10年後に登録数概ね25件を目指します。 		

II - 12 みどりの商店・商店街・商業地の形成

花やみどりによる潤いとにぎわいのある商業地づくりを進めます。地域緑化の推進や、とことこガーデン制度、各種緑化施策と連携し、みどりづくりの普及に努めます。また、新たな施設を設置する際は、「所沢市街づくり条例」や「所沢市ひと・まち・みどりの景観条例」等に基づく緑化を図ります。



小手指ハナミズキ通り

③みどりの工場・事業所・工業地の形成

労働環境の向上や周辺環境との緩衝、地域緑化との調和のため、みどりの工業地の形成を図ります。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
開発指導案件への外周・沿道緑化、特殊緑化の指導件数（景観形成）	—	50件
<ul style="list-style-type: none"> ・「所沢市街づくり条例」に基づき、開発事業者へみどりの保全及び創出に関する基準に基づく緑化指導を行っています。 ・工業地におけるみどりの取り組みを測る指標です。 ・1年間に5件程度、10年間で概ね50件の指導を目指します。 		

II - 13 みどりの工場・事業所・工業地の形成

工業地は、労働環境の向上や周辺環境との緩衝、地域のみどりとの調和のため、各種施策を通じ緑化を促進します。また、新たな施設を設置する際は、「所沢市街づくり条例」や「所沢市ひと・まち・みどりの景観条例」等に基づく緑化を図ります。



工場緑化の例



(4) 所沢らしい緑化の推進

本市では、旧計画策定以降、みどりのパートナー制度、公共施設緑化ガイドライン、街並み緑化ガイドラインなどの整備を進めてきました。

みどりのパートナー制度に基づく緑化活動は、既に各地で取り組まれています。これを更に展開していきます。また、公共施設緑化ガイドラインや街並み緑化ガイドラインを有効に活用し、本市のみどりの特性を活かした緑化を進めるとともに、必要に応じて壁面緑化や屋上緑化等の特殊緑化へも取り組みます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(4) 所沢らしい 緑化の推進	①市民主体の緑化の推進	Ⅱ - 14 地域による緑化の推進
		Ⅱ - 15 市民による公共施設の緑化推進
	②緑化手法の検討	Ⅱ - 16 緑化ガイドラインの活用
		Ⅱ - 17 建築物に対する特殊緑化の推進

①市民主体の緑化の推進

市内ではみどりのパートナー活動をはじめとして、地域の緑化活動が各地で取り組まれています。これからも市民が楽しみながら地域のみどりの活動に取り組めるよう、これらの活動を支援します。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
みどりのパートナー団体登録数（緑化の推進活動）	25 団体	30 団体
<ul style="list-style-type: none"> ・緑化を目的にしたみどりのパートナー制度の登録団体数で、市民協働の取り組み状況を測る指標です。 ・登録団体の維持、増加を図り、10年後に登録数概ね30団体を目指します。 		

Ⅱ - 14 地域による緑化の推進

地域の緑化にあたっては、みどりのパートナー制度の充実などによる支援で、地域における緑化活動の推進に努めます。また、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づく地域緑化推進計画の認定制度の活用を検討するなど、計画的な地域緑化の推進を図ります。



みどりのパートナーによる花壇(青葉台)

Ⅱ - 15 市民による公共施設の緑化推進

公共施設のみどりの維持管理、緑化推進が図られるよう、施設の関係団体をみどりのパートナー団体として、まちなかの拠点の緑化空間の拡大に努めます。



公共施設の緑化例(緑町中央公園)

②緑化手法の検討

市街地のみどりはまちに潤いを与えるだけでなく、気温低減や生物多様性の確保などの効果があることから、壁面緑化や屋上緑化等の特殊緑化を推進し、みどりの確保に努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
開発指導案件への在来種（郷土種）の指導件数	—	100件
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性確保のため在来種による緑化を案内するなど、公共施設緑化ガイドラインに基づいた緑化指導状況を測る指標です。 ・年間10件程度、10年間で概ね100件の指導を目指します。 		

II - 16 緑化ガイドラインの活用

緑化にあたっては、本市のみどりの特性に基づく公共施設緑化ガイドライン及び街並み緑化ガイドラインの活用により、自然環境への配慮を図るとともに、市民、市民団体、事業者、市などの創意工夫による緑化を進めます。

II - 17 建築物に対する特殊緑化の推進

建築物に対する壁面緑化や屋上緑化等の特殊緑化の普及に努めるとともに、支援策を検討していきます。



東部クリーンセンターの緑化



緑化の手引書を知っていますか？

本市では、旧計画の取り組みの中で、街並み緑化ガイドラインである「みんなでつくろうみどりの街 ～緑化の手引書～」と「公共施設緑化ガイドライン みどりつなぐまち所沢」が作成されています。

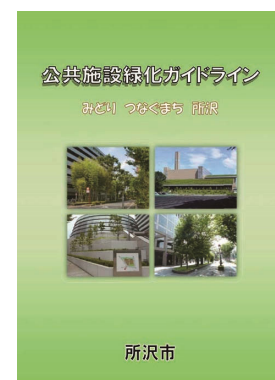
「みんなでつくろうみどりの街 ～緑化の手引書～」

住宅や商店などでのみどりのづくり方や植栽と管理の注意点、みどりの活動への参加方法など、身近なみどりの取り組みを紹介しています。

ぜひご活用ください！

「公共施設緑化ガイドライン みどりつなぐまち所沢」

公共公益施設の緑化指針で、緑化基準、緑化方法、維持管理、植栽候補種、緑化協議などを定めています。





(5) 基本方針Ⅱの指標一覧

基本方針Ⅱに基づく指標を以下に一覧で整理します。

■全体指標

基本方針Ⅱ	指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
全体指標	地域緑化の取り組み地区数 (個別指標※1+※2)	—	5地区

■個別指標

大柱	中柱	指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
(1) みどり 豊かな市街 地の形成	①都市とみどりの バランスの確保	緑化重点地区計画の策定地 区数	—	3地区 ^{※1}
	②みどりのまちな みの形成	地域緑化の新たな取り組み 地区数	—	2地区 ^{※2}
(2) まちの シンボルと なる公共公 益施設の緑 化	①公共公益施設の 緑化	新設する公共施設(建築)の 公共施設緑化ガイドライン に基づく緑化の導入率	—	100%
	②道路や河川の緑 化	街路樹の樹木診断の実施数	—	100本/年
(3) 住宅地 などの私有 地の緑化	①みどりの住宅地 の形成	とことこガーデン登録件数 (住宅等)	120件	200件
	②みどりの商店・商 店街・商業地の形 成	とことこガーデン登録件数 (店舗等)	19件	25件
	③みどりの工場・事 業所・工業地の形 成	開発指導案件への外周・沿道 緑化、特殊緑化の指導件数 (景観形成)	—	50件
(4) 所沢ら しい緑化の 推進	①市民主体の緑化 の推進	みどりのパートナー団体登 録数(緑化の推進活動)	25団体	30団体
	②緑化手法の検討	開発指導案件への在来種(郷 土種)の指導件数	—	100件

基本方針Ⅲ（公園等の整備）



親しみのあるみどりをつくり、活用します。

基本方針Ⅲ（公園等の整備）に基づき、計画的な公園・緑地の整備に努めるとともに、多様な活動が展開できる公園・緑地づくりに取り組みます。また、災害等へ対応するため、都市の安全性を高める公園・緑地の確保を図ります。

基本方針	大柱
Ⅲ（公園等の整備） 親しみのあるみどりをつくり、活用します。	（１）計画的な公園・緑地の整備
	（２）多様な活動が展開できる公園・緑地づくり
	（３）都市の安全性を高める公園・緑地の確保

公園等の整備を進めていくため、基本方針Ⅲの全体指標として以下を設定します。

全体指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
都市公園整備面積	141.19ha	152.25ha
<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の整備状況を測る指標です。 ・都市公園について、10年間で約11haの整備を目指します。 ・内訳は「街区公園約2.10ha」＋「総合公園・風致公園約5.36ha」＋「都市緑地等約3.60ha」の合計となります。 		



(1) 計画的な公園・緑地の整備

本市には数多くの身近な公園が整備されていますが、小さな規模が多く、公園が充足していない地域への計画的な整備も望まれています。加えて、公園予算の確保は年々厳しくなっており、これまでのような整備は困難となっています。

また、人口減少と少子高齢化の進行に伴い、地域住民の年齢構成や利用者の多様化など、公園の利用形態が変化してきています。

このため、規模や利用形態、地域特性なども踏まえ、地域バランスを考慮しながら親しみのある公園を整備していきます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(1) 計画的な 公園・緑 地の整備	【街区公園・近隣公園】 ①身近な公園の計画的な 配置と整備	Ⅲ - 1 身近な公園の計画的な配置
		Ⅲ - 2 ポケットパークなどのオープンスペースの活用
	【総合公園・風致公園】 ②地域の特徴を活かした 公園づくり	Ⅲ - 3 地域の拠点となる公園の整備充実
		Ⅲ - 4 所沢カルチャーパークの整備推進
		Ⅲ - 5 自然特性を活かした大規模な公園の整備
		Ⅲ - 6 米軍所沢通信基地返還後における公園化の検討
	【広域公園】 所沢航空記念公園 ③市のシンボルとなる公 園づくり	Ⅲ - 7 所沢航空記念公園の活性化
		④公園整備等における住 民参加の促進
	⑤公園の維持管理の推進	Ⅲ - 9 地域住民による公園の管理促進
		Ⅲ - 10 公園の予防保全型管理の推進
		Ⅲ - 11 地域ニーズに対応したリニューアルの推進

【街区公園・近隣公園】

①身近な公園の計画的な配置と整備

身近な公園である街区公園は2017年度(平成29年度)末時点で174か所、面積26.96ha、一人当たりの公園面積0.78㎡/人、近隣公園は5か所、面積8.70ha、一人当たりの公園面積0.25㎡/人となっています。公園が充足していない地域もあり、一人当たりの面積ともに十分とはいえません。

今後は子ども広場や市民緑地などのオープンスペースでの補完を図りつつ、整備を進め、改善を図っていきます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
一人当たりの身近な公園面積 (街区公園・近隣公園)	1.03㎡/人	1.14㎡/人
<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人当たりの街区公園・近隣公園の充足状況を測る指標です。 ・街区公園0.88㎡/人、近隣公園0.26㎡/人の整備を目指します。 		

Ⅲ - 1 身近な公園の計画的な配置

公園が充足していない地域については、子ども広場などの配置状況を踏まえた整備を進めます。また、公園を補完するものとして、空き地等を活用した市民緑地認定制度の導入についても検討します。



遊び場となる身近な公園(中富南公園)

Ⅲ - 2 ポケットパークなどのオープンスペースの活用

民有地を含む子ども広場やグラウンド、ポケットパーク、公開空地などの身近なみどりや魅力のある資源は、地域と共にその確保や活用等に努めます。



住宅地内のポケットパーク(緑町)

【総合公園・風致公園】

②地域の特徴を活かした公園づくり

本市では、滝の城址公園・所沢カルチャーパーク（総合公園）など、多様なレクリエーションニーズに応じた公園整備が進められています。また、狭山丘陵の保全を目的とした鳩峯公園（風致公園）や八国山緑地（都市緑地）が整備されるなど、特色ある公園も数多くあります。

今後も本市の自然や歴史・文化等の特性を活かし、多くの人が集い、そしてにぎわう、魅力あふれる公園の整備に努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
総合公園・風致公園の整備面積	36.84ha	42.20ha
<ul style="list-style-type: none"> ・総合公園・風致公園の整備状況を測る指標です。 ・総合公園 33.50ha、風致公園 8.70ha の計 42.20ha の整備を目指します。 		

Ⅲ - 3 地域の拠点となる公園の整備充実

総合公園、風致公園などについては、地域の拠点となる公園として整備・充実を図ります。



みどり豊かな滝の城址公園の外観



Ⅲ - 4 所沢カルチャーパークの整備推進

所沢カルチャーパーク一帯は、武蔵野の雑木林や農地が広がる本市を代表する自然豊かな地域です。こうした豊かな自然を保全するとともに、自然体験や環境学習、キャンプ体験、散策などができる公園として、早期完成を促進します。

また、市民協働による公園管理を推進し、周辺施設などとの連携により、利用増進を図ります。



所沢カルチャーパーク

Ⅲ - 5 自然特性を活かした大規模な公園の整備

小手指ヶ原公園（総合公園）は、平地林や河畔林、河川等の豊かな自然環境の保全に配慮し、歴史・文化と調和した施設を目指し、順次整備を図ります。

狭山丘陵の豊かな自然を保全するため、(仮称)三ヶ島堀之内公園については、当面は公園計画地内の比良の丘の保全と活用を図りつつ、その整備も検討します。



比良の丘

Ⅲ - 6 米軍所沢通信基地返還後における公園化の検討

米軍所沢通信基地の返還にあたっては、自然環境や生物多様性の確保等に配慮した公園の整備も含め、基地対策協議会を中心に検討します。

【広域公園】所沢航空記念公園

③市のシンボルとなる公園づくり

県立の所沢航空記念公園は、「日本の航空発祥の地」であり、市街地の中にある、約 50.2ha のみどり豊かな公園です。米軍所沢基地の返還に伴い、1978 年（昭和 53 年）3 月に開設されました。

園内には、所沢航空発祥記念館のほかに各種運動施設、野外ステージ等が整備され、催し物等が開催されます。県西部地区のスポーツ・文化の交流の拠点として、年間 500 万人近くの利用者がある本市を代表する公園です。今後もその魅力の向上に努めます。

個別指標	現状値 2017 年 (H29)	目標値 2028 年
開催されるイベントへの市の参加回数	1 回	10 回
<ul style="list-style-type: none"> ・所沢航空記念公園の魅力向上や活性化への取り組みを図る指標です。 ・イベントへの年 1 回以上の参加と、みどりの情報提供等を目指します。 		

III - 7 所沢航空記念公園の活性化

県立の所沢航空記念公園は、市のシンボルとなる公園として、今後も適切な維持管理を公園管理者に求めています。また、イベントや祭りの開催場所として積極的に利用し、活性化を図ります。



イベント時の所沢航空記念公園

④公園整備等における住民参加の促進

本市の公園は、これまで市街地整備事業と併せて整備されることが多かったため、公園づくりへの市民参加はそれほど進んでいませんでした。

今後は、公園に対する住民のニーズが多様化し、また老朽化による再整備等も見込まれることから、整備等にあたっては市民参加に努めます。

個別指標	現状値 2017 年 (H29)	目標値 2028 年
公園づくりへの市民参加	2 か所	6 か所
<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備等における住民参加の取り組みを図る指標です。 ・公園整備のうち、市施行で行う公園（新規整備、区画整理、リニューアル）での実施を目指します。 		

III - 8 公園計画における住民参加の推進

計画段階からの地域住民との話し合いによる整備など、地域に愛される公園づくりを推進します。



⑤公園の維持管理の推進

本市では、市民の社会参加に対する意識が高いことから、公園管理への地域住民の参加を推進し、地域に愛される公園づくりに努めます。

また、既存の公園を適切かつ計画的に維持管理するとともに、地域のニーズに対応したリニューアルを図ります。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
公園の改修工事	13か所	29か所
<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持管理の取り組み状況を測る指標です。 老朽化が著しい公園遊具の改修工事を想定し、16か所の実施を目指します。 		

Ⅲ - 9 地域住民による公園の管理促進

アダプト・プログラム（里親制度）などを利用し、市民との協働できめ細かな維持管理を行うことにより、安全で快適な公園として管理し、また参加者の確保と拡大を促進します。



市民管理によるコミュニティガーデン

Ⅲ - 10 公園の予防保全型管理の推進

予防保全型管理の推進を図り、既存施設の長寿命化を図ります。



遊具の点検風景(亀ヶ谷公園)

Ⅲ - 11 地域ニーズに対応したリニューアルの推進

地域住民の利用形態に合わなくなったり施設が老朽化した公園などは、地域の自然的・社会的な状況や住民のニーズを踏まえ、個性ある公園として再配置や整備などリニューアルを検討します。



リニューアルした公園(北の台公園)

(2) 多様な活動が展開できる公園・緑地づくり

健康づくりや子育て、コミュニティの場として、多様な活動が展開できるよう、公園・緑地の活用を図ります。また、市民のニーズに合わせ、市民主体で活用することが可能となるようその仕組みを検討します。

地域の魅力資源となるよう、公園の柔軟な活用に向けた取り組みを進めます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(2) 多様な活動が展開できる公園・緑地づくり	①多様な活動が展開できる公園・緑地の確保	Ⅲ - 12 公園・緑地を活用した健康づくり
		Ⅲ - 13 公園・緑地・子ども広場を活用した子育て支援
		Ⅲ - 14 公園コミュニティの推進
	②公園・緑地の活用の仕組みの検討	Ⅲ - 15 市民参加による公園の活用の仕組みの構築
		Ⅲ - 16 公園の多面的な活用方策の検討
	③誰もが安心して利用できる公園づくり	Ⅲ - 17 高齢者や障害者など全ての人が利用しやすい公園づくり
Ⅲ - 18 公園における防犯性の向上		

①多様な活動が展開できる公園・緑地の確保

市が管理する公園では、アダプト・プログラムにより、市民と市が協働で清掃美化及び緑化活動を行っており、地域活動の場となっています。

今後も健康づくりや子育てなど、市民の様々な活動の場となるよう、利用環境の向上を図るとともに、公園が地域コミュニティの核として機能するように努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
公園を活動場所とするアダプト・プログラム団体数	11 団体	14 団体
<ul style="list-style-type: none"> 公園を活動場所とするアダプト・プログラム団体数で、公園での多様な活動状況を測る指標です。 清掃美化、緑化活動の向上を図るため、3団体の増加を目指します。 		

Ⅲ - 12 公園・緑地を活用した健康づくり

公園や緑地が健康づくりの場として活用されるよう、利用環境の向上を図ります。



所沢市みどりのふれあいウォークで活用される北野公園



Ⅲ - 13 公園・緑地・子ども広場を活用した子育て支援

子どもたちが屋外で遊べる場所を確保するため、身近な公園の整備や子ども広場の活用などに努めます。



遊びの場となる身近な公園(松郷南公園)

Ⅲ - 14 公園コミュニティの推進

個人・グループでの利用のほか、お祭りなどの催し物への利用を推進し、公園をより多くの人に利用してもらえるように努めます。



つばきの森のマーケット(椿峰中央公園)

②公園・緑地の活用の仕組みの検討

公園を更に活用しやすくするため、利用者が主体的に活用できる仕組みづくりについて検討します。

また、公園を活性化する観点から、公園の整備や維持管理について、民間活力の導入など多面的な活用方策についても検討します。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
公園協議会等の設置	—	1団体
<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者が主体的に参加する仕組みとなる公園協議会等の設置数です。 公園緑地の活用状況を測るための指標です。 新たな制度で、1団体の設置を目指します。 		

Ⅲ - 15 市民参加による公園の活用の仕組みの構築

公園を更に活用しやすくするために、利用者の利便性の向上や、公園のあり方を話し合う場となる公園協議会について、市民主体による設置を支援します。

Ⅲ - 16 公園の多面的な活用方策の検討

公園の持つオープンスペースの重要性に十分配慮しつつ、特性や実情に応じ、公園設置管理制度 (Park-PFI) の導入について検討します。また、必要に応じて、社会福祉施設や保育所などを公園内に設置する活用方策についても検討します。



公園の多面的な利活用例(所沢航空記念公園)

③誰もが安心して利用できる公園づくり

公園は様々な人が利用するコミュニティの場でもあり、誰もが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。

また、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、防犯性を高めるための公園施設の管理を進めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
新設及びリニューアルする公園へのユニバーサルデザインの導入	7公園	13公園
<ul style="list-style-type: none"> 公園へのユニバーサルデザインの導入数で、誰もが安心して利用できる公園づくりへの取り組み状況を測る指標です。 公園整備のうち、市施行で行う公園（新規整備、区画整理、リニューアル）での実施を目指します。 		

Ⅲ - 17 高齢者や障害者など全ての人々が利用しやすい公園づくり

整備や改修にあたっては、高齢者や障害者など様々な人が利用しやすいユニバーサルデザインの考えに基づいた公園づくりに努めます。



ユニバーサルデザインの公園(中道南公園)

Ⅲ - 18 公園における防犯性の向上

防犯上の観点から周囲からの見通しを確保できる植栽の管理等を進めるとともに、地域住民等による防犯パトロールなど、防犯体制の構築に努めます。



見通しの良い公園(本村公園)



(3) 都市の安全性を高める公園・緑地の確保

公園などのオープンスペースは、阪神・淡路大震災（1995年・平成7年）や東日本大震災（2011年・平成23年）時においても避難場所や仮設住宅地になるなど、安全で安心な生活には欠かせないものです。

所沢市地域防災計画において市内の主な公園は指定避難場所に指定されており、所沢航空記念公園は災害時に大勢の人々を収容できる広域避難場所に指定され、非常用電源や耐震性貯水槽などの防災施設が備えられています。

今後想定される大規模災害等に備えるため、都市の安全性を高める公園・緑地の確保を図ります。

大 柱	中 柱	施 策 名
(3) 都市の安全性を 高める公園・緑 地の確保	①防災・減災に資す る公園・緑地の確 保	Ⅲ - 19 公園・緑地等のオープンスペースの確保
		Ⅲ - 20 公園を利用した避難体制の整備

①防災・減災に資する公園・緑地の確保

市街地の防災性を高めるため、市街地開発事業等と併せて公園・緑地の整備を図るとともに、災害時において公園の防災機能が十分に発揮されるよう、防災訓練の実施や防災施設の整備を進めるなど、市民の防災・減災に資する公園づくりに努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
指定避難場所となる公園での防災訓練等の活用	—	1回/年
<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災に資する公園・緑地の確保を測る指標です。 ・地元自治会への協力を仰ぎ、年1回の防災訓練等の実施を目指します。 		

Ⅲ - 19 公園・緑地等のオープンスペースの確保

市街地の防災性を向上するため、市街地再開発事業、土地区画整理事業の実施や地区計画制度等を活用し公園・緑地等のオープンスペースの確保を図ります。



西口区画整理2号公園

Ⅲ - 20 公園を利用した避難体制の整備

所沢航空記念公園等の大規模オープンスペースは、災害時での二次災害拡大の防止と安全な避難のための防災拠点として活用できるよう求めています。新たに整備する大規模な公園は指定避難場所としての指定とともに、防災施設の整備を進めます。また、公園・緑地帯の整備や防災植樹の推進を図ります。



公園での防災訓練



みどりのコラム

公園へでかけよう

本市には 2017 年度（平成 29 年度）末時点で、233 か所の都市公園が整備されています。四季折々に表情を変える公園をぜひご利用ください！



滝の城址公園
(総合公園)

滝の城は、戦国時代にこの地を勢力圏とした後北條氏が築いた平山城です。柳瀬川を見下ろす高台にある城山神社には、往時の本丸を囲む土塁や空堀跡を見ることができます。滝の城址公園は、この城址の南側斜面から崖下の平地を整備し、昭和 54 年に開設しました。崖沿いの散策路や野球場とテニスコートの運動施設等もあり、特徴ある総合公園です。



鳩峯公園
(風致公園)

鳩峯公園は、市内唯一の風致公園で、コナラ・クヌギやアカマツなどの雑木林となり、カブトムシやクワガタなどの昆虫のすみかとなっています。公園内には園路が整備されていて、年間を通して、散策することができます。



緑町中央公園
(近隣公園)

新所沢（西口）地区は、昭和 30 年代に住宅団地の団地が建設され、同時に区画整理によるまちなみが整備されました。緑町中央公園は、市内でも古い公園の一つで、団地の子どもたちの一番の遊び場です。広い敷地の中は雑木林の面影が残り、多目的広場と冒険広場からは、子どもたちの明るい声があふれています。



ドレミの丘公園
(街区公園)

市の南に位置するこの公園は、荒幡富士市民の森と一体となった良好な自然環境を有し、荒幡小学校に隣接し所沢駅周辺から狭山湖周辺までを一望できる景観地です。

名称の由来は、この丘に隣接する荒幡小学校の児童の皆さんが親しみをこめて「ドレミの丘」と呼んでいたことから名づけられたものです。



椿峰中央公園
(近隣公園)

椿峰中央公園は、市の南西部に位置する椿峰ニュータウン内にある公園です。丘陵の斜面を活かした敷地の大部分が深いみどりに包まれ、東西に広場が設けられています。また、ニュータウンを東西に横断する緑道が隣接し、ジョギングや散策等に絶好な公園です。



(4) 基本方針Ⅲの指標一覧

基本方針Ⅲに基づく指標を以下に一覧で整理します。

■全体指標

基本方針Ⅲ	指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
全体指標	都市公園整備面積	141.19ha	152.25ha

■個別指標

大柱	中柱	指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
(1) 計画的な公園・緑地の整備	【街区公園 ・近隣公園】 ①身近な公園の計画的な配置と整備	一人当たりの身近な公園面積（街区公園・近隣公園）	1.03 m ² /人	1.14 m ² /人
	【総合公園 ・風致公園】 ②地域の特徴を活かした公園づくり	総合公園・風致公園の整備面積	36.84ha	42.20ha
	【広域公園】 所沢航空記念公園 ③市のシンボルとなる公園づくり	開催されるイベントへの市の参加回数	1回	10回
	④公園整備等における住民参加の促進	公園づくりへの市民参加	2か所	6か所
	⑤公園の維持管理の推進	公園の改修工事	13か所	29か所
(2) 多様な活動が展開できる公園・緑地づくり	①多様な活動が展開できる公園・緑地の確保	公園を活動場所とするアダプト・プログラム団体数	11団体	14団体
	②公園・緑地の活用の仕組みの検討	公園協議会等の設置	—	1団体
	③誰もが安心して利用できる公園づくり	新設及びリニューアルする公園へのユニバーサルデザインの導入	7公園	13公園
(3) 都市の安全性を高める公園・緑地の確保	①防災・減災に資する公園・緑地の確保	指定避難場所となる公園での防災訓練等の活用	—	1回/年

基本方針Ⅳ（生物多様性の確保）



生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークを構築します。

基本方針Ⅳ（生物多様性の確保）に基づき、エコロジカルネットワークの構築を図ります。また、生物多様性の保全を進めるとともに、その指針となる生物多様性地域戦略の策定に取り組みます。

基本方針	大柱
Ⅳ（生物多様性の確保） 生物多様性に配慮した エコロジカルネットワ ークを構築します。	（１）エコロジカルネットワークの構築
	（２）生物多様性の保全
	（３）生物多様性地域戦略の策定

生物多様性の確保のためには、多様な生きものの生息・生育地となるエコロジカルネットワークの構築が重要となることから、基本方針Ⅳの全体指標として以下を設定します。

全体指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
エコロジカルネットワーク構築上重要なみどりにおける 地域制緑地の指定面積	55ha	110ha
<ul style="list-style-type: none"> ・エコロジカルネットワーク構築上重要なみどりの地域制緑地の指定の取り組み成果を図る指標です。 ・旧計画策定以降（2011年・H23年以降）に新たに指定した面積の累計です。 ・みどりの保全を重点的に進める保全配慮地区（P125を参照）を対象にしています。 ・基本方針Ⅰの全体指標と同一です。 ・10年間で約55haの指定を目指します。 ・内訳は個別指標の「みどりの核における地域制緑地の指定面積（狭山丘陵）55ha」＋「みどりの拠点における地域制緑地の指定面積（平地林）50ha」＋「みどりの回廊における地域制緑地の指定面積（水辺地）5ha」の合計となります。 		



(1) エコロジカルネットワークの構築

生物多様性の確保に重要なみどりの核、みどりの拠点、みどりの回廊の保全・再生と、生きものの生息・生育に配慮した緑化や整備を図ることにより、エコロジカルネットワークを構築します。

大 柱	中 柱	施 策 名
(1) エコロジ カルネッ トワー クの構築	①みどりの核の保全	IV - 1 みどりの核の保全
		IV - 2 広域連携による保全の推進
	②みどりの拠点の保全	IV - 3 拠点となる樹林地等（市街化調整区域）の保全
		IV - 4 拠点となる樹林地等（市街化区域）の保全
	③みどりの回廊の保全	IV - 5 みどりの回廊地区の保全
	④エコロジカルネッ トワー ク構築のた めのみどりの創 出・整備	IV - 6 エコロジカルネットワーク構築のためのみどりの維持管理
		IV - 7 エコロジカルネットワーク構築のためのみどりの創出
		IV - 8 「水とみどりがつくるネットワーク」整備

①みどりの核の保全

広い面積を有するとともに、貴重な生きものの生息・生育地となり、本市を代表する狭山丘陵、三富・くぬぎ山等平地林周辺、柳瀬川段丘崖周辺をみどりの核と位置づけました（P51を参照）。生物多様性を支える中核となるみどりとして保全・再生を図ります。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
みどりの核における地域制緑地の指定面積 (狭山丘陵)	24ha	55ha
<ul style="list-style-type: none"> ・エコロジカルネットワーク構築上重要な狭山丘陵におけるみどりの保全の取り組み成果を図る指標です。 ・旧計画策定以降（2011年・H23年以降）に新たに指定した面積の累計です。 ・狭山丘陵保全配慮地区（P125を参照）を対象にしています。 ・「基本方針Ⅰ（1）①本市を代表する狭山丘陵の樹林地の保全」の個別指標と同一です。 		

IV - 1 みどりの核の保全

狭山丘陵などのみどりの核は、多様な生きものの生息・生育の場として重要であることから地域制緑地を指定し、地域ごとの特性を活かしながら保全・再生を図ります。



狭山丘陵(八幡湿地)

IV - 2 広域連携による保全の推進

市の縁辺にある狭山丘陵や平地林、河川沿いなどの連続性のあるみどりは、行政界を超えた広域的に一体のみどりであることから、県や周辺市町、関係団体との連携のもと、保全を図ります。



東京都と一体的に保全された八国山緑地

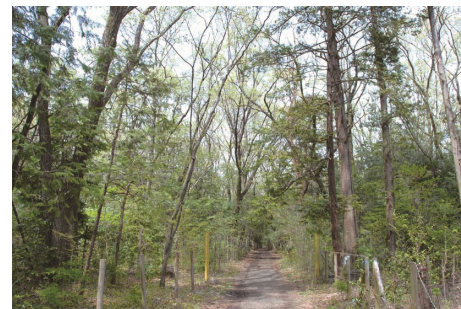
②みどりの拠点の保全

市街地及び市街地近郊において、生きものが生息・生育できるみどりをみどりの拠点と位置づけました。エコロジカルネットワークの拠点となるみどりとして保全・再生を図ります。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
みどりの拠点における地域制緑地の指定面積 (平地林)	31ha	50ha
<ul style="list-style-type: none"> ・エコロジカルネットワーク構築上重要な平地林におけるみどりの保全の取り組み成果を図る指標です。 ・旧計画策定以降（2011年・H23年以降）に新たに指定した面積の累計です。 ・林・若狭・東狭山ヶ丘・旧鎌倉街道・くぬぎ山・三富・北原町・南永井・所沢カルチャーパークの保全配慮地区（P125を参照）を対象にしています。 ・「基本方針Ⅰ(3)①農業や人々の生活との関わりによって形成された平地林の保全」の個別指標と同一です。 		

IV - 3 拠点となる樹林地等（市街化調整区域）の保全

市街化調整区域の拠点となる樹林地等については、生きものの生息・生育の場として重要であることから、その現状把握に努めるとともに、地域制緑地を指定し、地域ごとの特性を活かしながら保全・再生を図ります。



北中ふるさとの緑の景観地

IV - 4 拠点となる樹林地等（市街化区域）の保全

市街化区域の樹林地や植栽地は、多様な生きものを市街地に呼び込む場として、また、生きものとのふれあいの場として重要なことから、保存樹林等の地域制緑地の指定や公園、植栽地の適切な維持管理などによる保全を図ります。



牛沼市民の森と生産緑地



③みどりの回廊の保全

みどりの核やみどりの拠点を結び、生きものが移動できるような河川や農地、街路をみどりの回廊と位置づけました。

みどりの核やみどりの拠点をつなぐ役割を担うものとして保全・創出・整備を図ります。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
みどりの回廊における地域制緑地の指定面積 (水辺地)	0 ha	5 ha
<ul style="list-style-type: none"> ・エコロジカルネットワーク構築上重要な水辺地におけるみどりの保全の取り組み成果を図る指標です。 ・旧計画策定以降（2011年・H23年以降）に新たに指定した面積の累計です。 ・河川流域・柳瀬川段丘崖・北秋津周辺保全配慮地区（P125を参照）を対象にしています。 ・「基本方針Ⅰ(2)①湿地等の水辺地の保全」の個別指標と同一です。 		

IV - 5 みどりの回廊地区の保全

みどりの回廊地区は、多様な生きものの移動空間として重要であることから、地域制緑地を指定し、緑地、河川、農地などの保全・再生を図ります。また、生きものの移動空間となる緑地については、移動の分断の解消に資する施設の緑化や保全等により緑地の連続性の向上を図っていきます。また、特に飛翔性の動物の移動に大きな役割を果たす街路樹については、みどりの回廊としての機能を補完するよう、適切な緑化・維持管理を図ります。



夏の砂川堀

④エコロジカルネットワーク構築のためのみどりの創出・整備

エコロジカルネットワーク構築のためには、重要なみどりを保全するだけでなく、様々な機会を捉えて、生きものの生息・生育に資するみどりを創出・整備することが重要であることから、その取り組みを進めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
保全管理計画の策定件数	2件	10件
<ul style="list-style-type: none"> ・確保した樹林地を保全管理するための計画の策定件数です。 ・みどりの質を向上させ、生きものの生息・生育空間の確保を図るための指標です。 ・年間1件程度の策定を図り、10年後に概ね10件の策定を目指します。 		

IV-6 エコロジカルネットワーク構築のためのみどりの維持管理

みどりの核、みどりの拠点、みどりの回廊については、地域制緑地の指定などにより、保全を図るとともに、保全管理計画の策定を進め、多様な生きものの生息・生育環境としての質的向上を図るよう、計画的な維持管理に努めます。



保全管理計画によるみどりの維持管理

IV-7 エコロジカルネットワーク構築のためのみどりの創出

市街地整備事業や土地利用の転換など新たなまちづくりを進める際は、緑地の適切な配置や創出を図るとともに、植栽する樹種に配慮するなど、エコロジカルネットワークの構築に資するよう、公園、公共施設、学校、民有地等での生きものの生息・生育空間の創出に努めます。



生きもののすみかづくり

IV-8 「水とみどりがつくるネットワーク」整備

保全したみどりや水辺の主軸である河川等について、相互に結びつけていく散策路を中心とした「水とみどりがつくるネットワーク」の整備事業を推進します。

その際にはみどりの特性に応じ、生きものの生息・生育環境に配慮するとともに、エコロジカルネットワークの構築を見据えた取り組みを図ります。



東川の桜並木



(2) 生物多様性の保全

生物多様性は、様々なタイプからなる自然の豊かさ（生態系の多様性）と、生物種の豊かさ（種の多様性）、さらには、それぞれの土地で進化し、未来へと伝える固有の遺伝子の豊かさ（遺伝子の多様性）からなり、私たちの生活に様々な恵みを与えています。

自然の豊かさである生態系の多様性を確保するため、適切なみどりの保全・再生に努めます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(2) 生物多様性の保全	①生息状況の把握と保全	IV - 9 生物の生息状況の把握と保全
	②外来生物への対応	IV - 10 健全な生態系の維持

①生息状況の把握と保全

本市ではこれまで市民団体等による調査や環境省の提供する「いきものログ」のシステムを用いた所沢市市民生きもの調査（2017年・平成29年）が行われてきました。今後も、市民と共に、生きものの生息状況を把握できるよう取り組みを進めるとともに、生きものの保全方策を検討します。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
生物の生息調査の実施数	5回	15回
<ul style="list-style-type: none"> ・生きものの生息状況の把握について測るための指標です。 ・年間1回程度の調査の実施を図り、10年間で概ね10回の調査を目指します。 		

IV - 9 生物の生息状況の把握と保全

生きものの生息状況に応じた適切なみどりの保全を行うため、生きものの調査に努めます。

また、生物多様性地域戦略の中で生きものの保全方策を検討します。



子どもたちによる生きもの調査

②外来生物への対応

もともと日本には生息しておらず、野外に放たれ定着してしまった場合、人間の生命・身体、農林水産業、生態系に対して大きな影響を与えることが考えられる生きものについて、環境省が特定外来生物として指定しており、飼育・運搬・遺棄等が禁止されています。健全な生態系を維持していくため、外来生物への適切な対応を図ります。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
外来生物に関する情報提供数	—	20回
・外来生物への対応状況を測るための指標です。 ・年間2回程度の情報提供（更新）を図り、10年間で概ね20回の情報提供を目指します。		

IV - 10 健全な生態系の維持

生態系へ被害を及ぼす、又は、及ぼすおそれのある外来生物については、県等との共同、市民との協働で、規制や防除等の対策及び情報提供を図ります。



アライグマ（特定外来生物）



(3) 生物多様性地域戦略の策定

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画です。生物多様性国家戦略を基本としつつ、本市の固有性や地域性に配慮し、地域や市民の暮らしに身近な取り組みを推進するため、生物多様性地域戦略の策定を推進します。

大 柱	中 柱	施 策 名
(3) 生物多様性地域 戦略の策定	①生物多様性地 域戦略の策定	IV - 11 生物多様性地域戦略の策定

①生物多様性地域戦略の策定

本計画では生きものの生息・生育環境となるみどりの方向性について示しています。本計画との連携を図りながら、生物多様性の確保の具体化を図るため、生物多様性地域戦略の策定を推進します。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
生物多様性地域戦略の策定	—	1件
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性地域戦略の策定状況を測るための指標です。 ・目標年までに策定を目指します。 		

IV - 11 生物多様性地域戦略の策定

生きものの多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画となる生物多様性地域戦略の策定を推進します。戦略策定にあたっては、エコロジカルネットワークの構築を実現する具体的方策について検討します。また、策定の際の調査にあたっては、環境指標種を設定するなど、生物多様性の状況を適切に把握できる調査手法を選定します。



オオタカ

(4) 基本方針Ⅳの指標一覧

基本方針Ⅳに基づく指標を以下に一覧で整理します。

■全体指標

基本方針Ⅳ 全体指標	指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
	エコロジカルネットワーク構築上重要な みどりにおける地域制緑地の指定面積 (個別指標※1+※2+※3)	55ha	110ha

■個別指標

大柱	中柱	指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
(1) エコロ ジカルネット ワークの構築	①みどりの核の 保全	みどりの核における地域制 地の指定面積 (狭山丘陵)	24ha	55ha ^{※1}
	②みどりの拠点 の保全	みどりの拠点における地域制 緑地の指定面積 (平地林)	31ha	50ha ^{※2}
	③みどりの回廊 の保全	みどりの回廊における地域制 緑地の指定面積 (水辺地)	0ha	5ha ^{※3}
	④エコロジカ ルネットワー ク構築のため のみどりの創 出・整備	保全管理計画の策定件数	2件	10件
(2) 生物多 様性の保全	①生息状況の把 握と保全	生物の生息調査の実施数	5回	15回
	②外来生物への 対応	外来生物に関する情報提供数	—	20回
(3) 生物多 様性地域戦略 の策定	①生物多様性地 域戦略の策定	生物多様性地域戦略の策定	—	1件



基本方針V（みどりの活動の推進）

みどりを^{いっく}愛しみ、ともに支えます。



基本方針V（みどりの活動の推進）に基づき、みどりを守り育てる制度の充実に努めるとともに、みどりにふれあう機会の充実を図ります。また、本市の特徴となる市民協働によるみどりの活動を推進します。

基本方針	大柱
V（みどりの活動の推進） みどりを ^{いっく} 愛しみ、ともに支えます。	（1）みどりを守り育てる制度の充実
	（2）みどりにふれあう機会の充実
	（3）市民協働によるみどりの活動の推進
	（4）所沢すみどりの基本計画の推進

みどりの活動を推進していくためには、市民との協働による取り組みが不可欠となることから、基本方針Vの全体指標として以下を設定します。

全体指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
みどりのパートナー登録者数	1,368人	1,440人
<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全・創出を目的にしたみどりのパートナー制度の登録者数で、市民との協働によるみどりの活動の推進状況を測る指標です。 ・登録者の維持と、年間5人の増加を図り、10年後に登録数1,440人を目指します。 		

(1) みどりを守り育てる制度の充実

みどりの保全や創出は、市民や市民団体、事業者との連携、協働を図ることで相乗効果を生み、効率的、効果的な取り組みとなります。

そこで、みどりを守り育てる制度の充実を図り、市民や市民団体、事業者と共にみどりの保全と創出に努めていきます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(1) みどりを守り育てる制度の充実	①条例等による制度の充実	V - 1 みどりを守り育てるための条例の充実
		V - 2 街づくり条例や景観条例等との連携
		V - 3 市民緑地認定制度の推進
		V - 4 みどり法人制度の活用

①条例等による制度の充実

旧計画の策定に合わせて「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」が制定され、「里山保全地域」や「みどりのパートナー制度」等の諸制度が整備され、緑地保全が進展するとともに、みどりのパートナーによる保全管理や緑化の取り組みが進められています。

一方、活用の進まない制度や現在の制度でカバーできないものもあることから、条例やその関連制度の充実について検討を図ります。

また、民間主体による市民緑地の整備を促す制度やみどりの担い手として民間主体を指定する制度など、法改正等に伴い創設された新たな制度への適切な対応に努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
市民緑地認定数	—	3か所
・新たな制度となる市民緑地設置管理計画認定制度の適用箇所数です。条例等による制度の充実状況を測る指標です。 ・新たな取り組みとなり、3か所の実績づくりを目指します。		

V - 1 みどりを守り育てるための条例の充実

「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」については、本市のみどりをきめ細かく保全、創出できるものとして、柔軟な運用を図るとともに、必要に応じて見直しを検討します。

V - 2 街づくり条例や景観条例等との連携

「所沢市街づくり条例」や「所沢市ひと・まち・みどりの景観条例」等、緑化に関連する制度との連携を図ります。

V - 3 市民緑地認定制度の推進

市民緑地設置管理計画の認定を進め、民間主体による緑地の保全・管理を推進します。また、制度を運用するための設置管理者となる民間団体の確保を図ります。

V - 4 みどり法人制度の活用

民間主体による自発的な緑地の保全・整備を推進するため、みどり法人制度の活用を検討します。

みどりのコラム

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例

2012年（平成24年）4月に、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」が施行されました。この条例は、本計画の実現のため様々な制度を定めています。

みどりの基本計画の策定

都市緑地法第4条に規定する基本計画（本計画）を策定することを定めています。また、策定の際には、市民等の意見の反映や所沢市みどりの審議会の意見を聴くこと、策定した際には公表すること等を定めています。

みどりの保全**■里山保全地域・保存樹林・保存樹木・ふるさとの樹の指定**

みどりのコラム「みどりを守る緑地保全制度（地域制緑地）」でご紹介した制度のうち、里山保全地域や保存樹林について定めています。

里山保全地域は、主に、本計画に定められる「保全配慮地区（重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区）」を保全する制度の一つです。

また、保存樹林・保存樹木・ふるさとの樹の指定により、地域で市民に親しまれている巨樹や名木、市街化区域内（周縁部を含む）に残された貴重な樹林や樹木を保全します。

■保安全管理計画の策定

里山保全地域と特別緑地保全地区のみどりを適正に維持するための保安全管理計画の策定について定めています。保安全管理計画では、動植物の生息状況等に応じた保安全管理の方針とその方法や、施設整備の方針等を定めます。

緑化の推進**■緑化重点地区計画・地域緑化推進計画**

緑化の推進のため、緑化重点地区計画の策定や地域緑化推進計画の認定について定めています。

緑化重点地区計画は、本計画に定められる「緑化重点地区（重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区）」の緑化に係るもので、基本方針や目標、計画等を定め、市民協働によるみどりの創出を行うものです。

また、地域緑化推進計画は、一定の区域内で市民や団体等が自主的に緑化を推進しようとする場合に作成し、市長の認定を求めることができます。

みどりのパートナー

ふるさと所沢のみどりを守り育てるため、みどりの保全及び緑化の推進に関する自発的かつ実践的な活動を行う個人や団体を市に登録し活動に取り組んでいただくみどりのパートナー制度を定めています。

所沢市みどりの審議会

条例に定めるものや市長の諮問に応じてみどりの保全及び緑化の推進に関する事項について調査審議するため、所沢市みどりの審議会を設置することを定めています。

(2) みどりにふれあう機会の充実

みどりは人々に精神的な癒しややすらぎを与えます。かつては今以上にみどりが豊かで、多くの子どもたちが自然の中でいろいろなことを学び、成長してきました。

近年では都市化が進み、子どもたちが自然の中で遊び、そして学ぶ機会が少なくなりましたが、幼少期からみどりとふれあうことは、豊かな感受性を育むためにも重要なことです。

子どもたちがみどりにふれ、理解を深めることができる環境学習の充実を図るとともに、多くの人々がみどりにふれあう機会の創出に努め、市民がみどりの活動に取り組むきっかけづくりを図ります。

大 柱	中 柱	施 策 名
(2) みどりにふれあう機会の充実	①みどり情報の発信	V - 5 みどりの情報の積極的な発信
		V - 6 みどりの講座等の開催
	②みどりの講座やイベントの実施	V - 7 緑化講座の開催
		V - 8 自然観察会等の実施
		V - 9 みどりの理解と意識の向上
		V - 10 樹林地保全講座の実施
	③みどりにふれあう空間の充実	V - 11 自然体験のできる公園や緑地の整備
		V - 12 自然とふれあうエリアの活用
	④子どもたちのみどりの取り組みの充実	V - 13 子どもたちへの自然環境教育の推進
		V - 14 自然環境学習に関する教員の育成
V - 15 学校ファームや学習林等の充実		

①みどり情報の発信

みどりに関する様々な情報を広報紙や市ホームページなどの活用により、広く発信していきます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
みどり情報の発信数	—	40回
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や市ホームページなどを活用したみどり情報の発信数です。 ・年4回程度の情報発信を図り、10年間で概ね40回の実施を目指します。 		

V - 5 みどりの情報の積極的な発信

本市のみどりの現状や移り変わり、取り組み状況、各種支援制度など、みどりに関する様々な情報を広報紙や市ホームページ、冊子等の多様な広報媒体を活用してわかりやすく発信します。



みどりに関するパネル展示



②みどりの講座やイベントの実施

近年はみどりにふれる機会が少なくなっていることから、気軽にみどりとふれあえるような講座やイベントの普及に努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
講座やイベントへの参加者数	1,832人	2,100人/年
<ul style="list-style-type: none"> ・市が主催するみどりのふれあいウォークや緑化講座などのイベントの参加者数です。 ・1年間にみどりのふれあいウォークの参加者数2,000人、その他の講座・イベントへの参加者数100人を目指します。 		

V-6 みどりの講座等の開催

本市の自然環境やみどり行政等に関する市民講座等の開催に努めます。



まちづくり出前講座

V-7 緑化講座の開催

家庭でのみどりの活動の普及を図るため、緑化技術の紹介などを行う緑化講座等の開催に努めます。



緑化講座

V-8 自然観察会等の実施

定期的に自然観察会などを催している市民団体と協力し、多くの市民が自然とふれあえるよう、その機会の充実に努めます。



自然観察会

V-9 みどりの理解と意識の向上

みどりのまちづくりを進めるため、市民をはじめとした多くの方々のみどりへの理解と意識の向上を図ることを目的に「所沢のみどりのふれあいウォーク」を実施します。



所沢のみどりのふれあいウォーク

V - 10 樹林地保全講座の実施

未経験者などが気軽に管理作業を体験し、一定の知識や経験が得られるよう、樹林地の保全管理作業体験の機会の充実に努めます。



みどりのパートナー育成講座

みどりのコラム みどりのふれあいウォークに参加しよう

毎年5月頃に比良の丘や狭山湖といった、本市を代表するみどりをめぐるイベント「所沢市みどりのふれあいウォーク」を開催しています。2018年（平成30年）は1,600人を超える方々が参加されました。（日程やコース等は変更になることがあります。）



茶畑の続くのどかな道



北野公園からスタート



比良の丘で休憩



西武球場前駅でゴール



資料：所沢市みどりのふれあいウォークチラシに加筆（2018・H30）



③みどりにふれあう空間の充実

市民が身近にみどりにふれあえるよう、公園や緑地の整備を図るとともに、既存の自然ふれあい施設の積極的な活用を図ります。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
まちなかみどり保全地区・市民の森・市民緑地 ・体験農場の数	12か所	20か所
<ul style="list-style-type: none"> ・みどりにふれあう空間の整備状況を測る指標です。 ・市民の森や市民緑地、体験農場など、既存の維持とともにまちなかみどり保全地区などを含め8か所の増加を目指します。 		

V - 11 自然体験のできる公園や緑地の整備

みどり豊かな公園や、地域に残された樹林地、市街地周辺の農地などを活用したまちなかみどり保全地区・市民の森・市民緑地・体験農場など、子どもや地域住民が身近に自然とふれあえる空間の創出を検討します。



体験農場での講習

V - 12 自然とふれあうエリアの活用

本市には「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター」、「さいたま緑の森博物館」などが設置されています。各エリアの特徴を活かした自然観察会や体験教室などの自然に関するイベントを充実し、市民にPRします。



埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター

④子どもたちのみどりの取り組みの充実

学校や地域との連携を図りながら、子どもたちへの環境教育を推進します。子どもたちが身近にみどりとふれあうため、各小中学校において学校ファームや学習林、学校ビオトープなどの環境学習空間の活用の充実に努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
市内小中学校でのみどりのカーテンの実施率	94%	100%
・市内小中学校のみどりのカーテンの実施率で、子どもたちのみどりの取り組みの状況を測る指標です。 ・実施校数/市内47校を指標とし、市内小中学校全てでの実施及び継続を目指します。		

V - 13 子どもたちへの自然環境教育の推進

本市の自然とそれを残すための取り組みの紹介、エコファミリー宣言や地球にやさしい学校の取り組み等を通じて、自然環境の大切さを知ることができる環境教育の充実に努めます。



みどりの木陰づくり事業

V - 14 自然環境学習に関する教員の育成

持続可能な開発のための教育の視点から、自然環境教育についてのカリキュラム開発などの授業研究に取り組みます。

V - 15 学校ファームや学習林等の充実

各小中学校において、家庭、地域と連携し、みどりのカーテンや学校ファームの取り組み、学習林、学校ビオトープの活用など、地域の特性に応じた特色ある環境学習空間の活用の充実に努めます。



学校ファーム(明峰小)



(3) 市民協働によるみどりの活動の推進

みどりを保全・創出していくには、市のみならず市民、市民団体、事業者などの協力が不可欠です。本市では市民によるみどりの保全管理や緑化活動が活発に行われており、こうした取り組みを更に発展させるよう、活動を推奨していきます。

また、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づくみどりのパートナー制度により、1,000名以上が活動しています。みどりのパートナーの活動を支援し、市民主体の取り組みが更に広がっていくよう、制度の充実に努めます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(3) 市民協働 によるみ どりの活 動の推進	①みどりの取り組み の充実	V - 16 みどりの活動の推奨
	②みどりのパートナ ー制度の普及と充 実	V - 17 みどりのパートナー制度による活動の推進
		V - 18 みどりのパートナーによる活動を支える組織の創設
		V - 19 みどりのパートナー制度の拡大
		V - 20 みどりのパートナーへの支援の充実

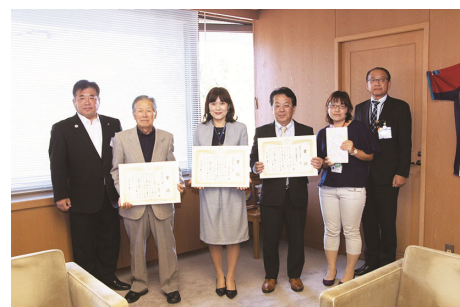
①みどりの取り組みの充実

みどりへの理解の向上を図るため、みどりの情報の積極的な発信やみどりを守り育てる技術の普及に努めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
良好なみどりの活動の事例の表彰やPRの実施数	—	30回
<ul style="list-style-type: none"> ・みどりのカーテンコンテストなど良好な活動の表彰やPRの実施数で、みどりの取り組みの充実度合いを測る指標です。 ・年間3回の実施を図り、10年間で概ね30回の実施を目指します。 		

V - 16 みどりの活動の推奨

みどりの保全や緑化などの活動をしている市民や市民団体、事業者等を様々な手法で広く紹介します。また、みどりのカーテンコンテストやとことこ景観資源、とことこガーデン制度を通じた良好なみどりの活動事例の表彰やPRなどにより、みどりの活動の推奨に努めます。



みどりのカーテンコンテスト表彰式

②みどりのパートナー制度の普及と充実

みどりのパートナー制度によるみどりの活動を推進するとともに、その活動を支援し、更に広げる取り組みを進めます。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
みどりのパートナー連絡会等の設置	—	1件
・みどりのパートナー活動を発展させる連絡会等の設置数で、みどりのパートナー制度の普及と充実を図る指標です。 ・新たな取り組みとなり、実施を目指します。		

V - 17 みどりのパートナー制度による活動の推進

心の豊かさや潤いを実感できるみどりをめざして、多くの市民や団体の参加・協働のもと、みどりのパートナー制度の機能の向上を図ります。



みどりのパートナー育成講座

V - 18 みどりのパートナーによる活動を支える組織の創設

みどりに対する課題の共有や会員相互の結びつきを強めるため、「みどりのパートナー連絡会」を設置し、メンバーが顔を合わせ、アイデアの情報交換を図るなどみどりの取り組みに関する人の輪を広げます。

また、みどりとみどりのパートナーを結びつけるコーディネーターや、活動の周知などの役割を果たす方策について検討します。

V - 19 みどりのパートナー制度の拡大

みどりのパートナーとして活動している個人・団体・企業の増加を図るとともに、活動の活性化を図ります。

V - 20 みどりのパートナーへの支援の充実

みどりのパートナー制度の充実を図るため、その普及に努めるとともに、機材の提供や活動場所の紹介等、きめ細かな支援を図ります。

樹林地の保全管理の担い手となるみどりのパートナーに対し、樹林地の保全管理活動に関わる講座等を開催し、知識や技術の普及とスキルアップに努めます。また、講座受講者等を対象にインストラクター等に認定する制度の導入についても検討します。



みどりのパートナー育成講座



(4) 所沢市みどりの基本計画の推進

みどりの活動を適切に実施していくためには、みどりの状況の把握が必要です。また、本計画を進行管理し、計画的にみどりの施策を展開することが重要です。

みどりの専門家や市民などから構成される所沢市みどりの審議会と連携し、本計画を推進することにより、みどりの取り組みを計画的に進めます。

大 柱	中 柱	施 策 名
(4) 所沢市みどりの 基本計画の 推進	①みどりの状況の把握	V - 21 市民意識の把握
		V - 22 定期的な緑被現況の調査
	②所沢市みどりの審議会との連携	V - 23 所沢市みどりの審議会への諮問

①みどりの状況の把握

本市に広がる様々なみどりを市民と共に把握します。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
みどりに関連した状況調査の実施数	—	10回
<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査や緑被調査の実施などみどりに関連した調査の実施数で、把握の状況を測る指標です。 年1回の実施を図り、10年間で概ね10回の実施を目指します。 		

V - 21 市民意識の把握

市民のみどりの感じ方等を点検・評価に加えられるよう、アンケート調査や市民モニター制度など、市民から意見を伺う機会を設け、市民意識の把握に努めます。



イベントでの意識調査

V - 22 定期的な緑被現況の調査

みどりの状況を定期的に把握するため、計画改定時など必要に応じて緑被面積等を調査します。



春の狭山丘陵(八幡湿地)

②所沢市みどりの審議会との連携

みどりの専門家や市民などから組織する所沢市みどりの審議会を定期的開催し、適切なみどりの施策の展開を図ります。

個別指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
所沢市みどりの審議会の開催数	—	40回
・所沢市みどりの審議会との連携状況を測る指標です。 ・これまでの実績を踏まえ、年4回の開催を図り、10年間で概ね40回の開催を目指します。		

V - 23 所沢市みどりの審議会への諮問

みどりの専門家や市民などから組織する所沢市みどりの審議会の意見を尊重しながら、里山保全地域の指定、本計画の進行管理や見直しなどの重要事項の調査・検討を実施します。



所沢市みどりの審議会委員による現地視察



(5) 基本方針Vの指標一覧

基本方針Vに基づく指標を以下に一覧で整理します。

■全体指標

基本方針V 全体指標	指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
	みどりのパートナー登録者数	1,368人	1,440人

■個別指標

大柱	中柱	指標	現状値 2017年(H29)	目標値 2028年
(1) みどりを 守り育てる 制度の充実	①条例等による制度 の充実	市民緑地認定数	—	3か所
(2) みどりに ふれあう機 会の充実	①みどり情報の発信	みどり情報の発信数	—	40回
	②みどりの講座やイ ベントの実施	講座やイベントへの参 加者数	1,832人	2,100人/年
	③みどりにふれあう 空間の充実	まちなかみどり保全地 区・市民の森・市民緑 地・体験農場の数	12か所	20か所
	④子どもたちのみど りの取り組みの充 実	市内小中学校でのみど りのカーテンの実施率	94%	100%
(3) 市民協 働によるみど りの活動の推 進	①みどりの取り組み の充実	良好なみどりの活動の 事例の表彰やPRの実施 数	—	30回
	②みどりのパートナ ー制度の普及と充 実	みどりのパートナー連 絡会等の設置	—	1件
(4) 所沢市 みどりの基本 計画の推進	①みどりの状況の把 握	みどりに関連した状況 調査の実施数	—	10回
	②所沢しみどりの審 議会との連携	所沢しみどりの審議会 の開催数	—	40回